

# 総務市民常任委員会会議録

〔令和4年9月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

# 筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和4年9月8日(木)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
9:00	認定第2号	令和3年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	国保年金課	3
	議案第45号	令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	国保年金課	17
	認定第6号	令和3年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	国保年金課	20
	議案第47号	令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について	国保年金課	23
	認定第3号	令和3年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	人権政策・男女共同参画課	25
	認定第9号	令和3年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	管 財 課	29
	認定第10号	令和3年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	管 財 課	36
	認定第11号	令和3年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	管 財 課	43
	陳情・要望等第12号	市有地払い下げに関する陳情	管 財 課	48
	議案第36号	筑紫野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	総 務 課	57
	議案第39号	筑紫野市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について	総 務 課	57
	議案第37号	筑紫野市議会議員及び筑紫野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	選挙管理委員会事務局	63
	議案第44号	令和4年度筑紫野市一般会計補正予算(第4号)について	財 政 課	65
	議案第38号	筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課	77
	所管事務調査	自治体DX推進の取組について	企画政策課	81
	所管事務報告	筑紫野市国土強靱化地域計画について	危機管理課	89
	所管事務調査	自治公民館での自主避難所開設に向けた取組について	危機管理課	96
	所管事務調査	防犯灯LED化推進状況について	危機管理課	101
所管事務調査	防犯カメラ設置推進について	危機管理課	102	

# 筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和4年9月8日(木)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
	所管事務 調査	物価高騰による予算及び財政面の影響と対策について	財 政 課	108
	所管事務 調査	選挙掲示板設置箇所選定及び変更状況について	選挙管理 委員会事務局	110

令和4年第4回（9月）筑紫野市議会定例会  
総務市民常任委員会

○日 時

令和4年9月8日（木）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	波多江 祐介	副委員長	八 尋 一 男
委員	横 尾 秋 洋	委員	辻 本 美惠子
委員	鹿 島 康 生	委員	坂 口 勝 彦
委員	段 下 季一郎		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（11名）

議員	西 村 和 子	議員	前 田 倫 宏
議員	城 健 二	議員	白 石 卓 也
議員	阿 部 靖 男	議員	山 本 加奈子
議員	原 口 政 信	議員	平 嶋 正 一
議員	下 成 正 一	議員	上 村 和 男
議員	宮 崎 吉 弘		

○一般傍聴者（2名）

○出席説明員（26名）

企画政策部長	桑 野 晋 一	企画政策課長	中 尾 泰 明
デジタル政策担当係長	力 武 晋 平	人 事 課 長	永 田 貴 也
人事担当係長	中 村 淳 二	総 務 部 長	宗 貞 繁 昭
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	平 嶋 顕 治	総務担当係長	市 川 勝 也
法務担当係長	安 藤 高 宏	総務担当主任	木 村 翔
財 政 課 長	鶴 川 和 宜	財政担当係長	尾 形 基 貴
契約担当係長	権 丈 哲	財政担当主任	伊 龍 志保美

危機管理課長 中 村 昭 治  
管 財 課 長 永 利 俊 美  
人権政策・男女共同参画課長 谷 典 士  
市民生活部長 杉 村 真 子  
国保担当係長 田 川 誠  
維持管理課長 菊 武 秀 明

危機管理担当係長 森 田 健太郎  
管財担当係長 永 田 裕 二  
人権・同和政策担当係長 前 田 大 輔  
国保年金課長 高 口 修  
医療年金担当係長 横 尾 茂 幸  
維持管理課長補佐 山 内 和 彦

○出席事務局職員（3名）

局 長 嵯 峨 栄 二  
主 任 松 崎 直 子

課 長 大久保 泰 輔

開会 午前9時00分

---

○委員長（波多江祐介君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、総務市民常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に9名の議員が傍聴に出席していますので、御報告しておきます。

念のために申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

また、発言の際は、ハウリング防止のため、口元にマイクを近づけて御発言をお願いいたします。

傍聴者の皆様へ、コロナ感染症予防の観点から私語はお控えいただきますように御協力をお願いいたします。

なお、皆様に改めて申し上げますが、委員会中はマスクを正しく着用していただきますようお願いをいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

議題に入ります前に、杉村部長お見えですので、御挨拶をいただきたいと思えます。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員の皆様、おはようございます。市民生活部長の杉村真子でございます。

市民生活部所管で本委員会に提案いたしますのは、認定第2号、議案第45号、認定第6号、議案第47号の4件でございます。

令和3年度の決算の認定につきましては、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業ともに説明資料を準備いたしておりますので、そちらから御説明申し上げます。

それでは、認定第2号、議案第45号を担当しております国保年金課職員が出席をしておりますので、自己紹介をいたします。

○国保年金課長（高口 修君） おはようございます。国保年金課長の高口修です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○国保担当係長（田川 誠君） おはようございます。国保年金課国保担当の田川と申します。よろしくをお願いいたします。

○市民生活部長（杉村真子君） 以上でございます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、認定第2号、令和3年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の件を議題といたします。

執行部のほうから説明をお願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、認定第2号、令和3年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の件の説明をさせていただきます。

お手元にお配りしておりました縦の令和3年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計決算関係概要説明資料、こちらを御覧になってください。

1ページをお開きください。

（1）被保険者数・世帯数の推移（年間平均）について御説明いたします。

（年間平均）と書いてある下のところ、事業の概要（横判）資料P1（表1-2）と右のほうに書いておりますのは、さきにお配りしております横判資料の該当箇所となっておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

まず、国民健康保険の加入世帯についてですが、令和3年度の平均加入世帯は1万2,872世帯となっています。平均被保険者数は2万57人です。前年度と比べまして、世帯数で133世帯の増、被保険者数で42人の減少で推移しております。被保険者数は減少していますが、減少率は鈍化している状況です。

下の段に移ります。（2）被保険者数と年代の構成について御説明します。

令和3年度の年間平均被保険者数は2万57人です。このうち、65歳未満の被保険者が1万434人、52%を占めております。65歳から69歳の被保険者が3,914人で19.5%、70歳から74歳の被保険者は5,709人で28.5%です。被保険者の約48%が65歳以上、70歳以上は約29%を占めています。

2ページをお開きください。

（3）療養諸費（総医療費）の推移についてです。

令和3年度の総医療費は約80億6,923万7,000円でございます。対前年度比で5.4%の増となっております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う受診控えにより低く抑えられましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が減り、大幅増となっております。

下の段の（4）一人当たり医療費の推移ですが、令和3年度40万2,315円でございます。

対前年度比で5.6%増加しており、令和2年度の新型コロナウイルスに伴う受診控えによる減少から一転、上昇傾向に転じて、過去最高額となっています。

隣のページに移りまして（5）年代別の療養諸費・総医療費と一人当たり医療費についてです。総医療費は80億6,923万7,000円です。このうち、65歳未満の療養諸費が32億732万8,000円で約40%、一人当たり医療費は30万7,392円です。65歳から69歳の被保険者の療養諸費が16億6,787万円で約21%、一人当たり医療費は42万6,129円です。70歳から74歳の被保険者の療養諸費は31億9,403万9,000円で約40%、一人当たり医療費は55万9,474円となっています。療養諸費の約60%が65歳以上、年代が上がるにつれて療養諸費も一人当たり医療費も高額になっていることが分かります。

下の段に移ります。（6）保険税現年分の調定額・収納額についてです。

調定額とは、国保税として課税した金額を指しています。上の青色で示しております全被保険者の現年度分の調定額は約18億5,794万4,000円で1.9%の増です。調定額は、令和3年度に国民健康保険税の税率等の改正を実施しておりますので、3,000万円ほどの増額となっております。これに対して、収納額は約17億6,200万3,000円、前年度比で3.0%増となっております。

4ページをお開きください。（7）保険税滞納繰越分の調定額・収納額についてです。グラフ上の青色で示しております調定額は約6億8,866万3,000円で12.7%の減、収納額は約1億2,293万8,000円で、前年度比で11.3%の減となっています。

下の段に移ります。（8）保険税収納率の推移についてですが、現年度分は94.84%で1.05ポイントの増、滞納繰越分は17.85%で、0.3ポイントの増となっており、現年、滞納繰越分ともに収納率が上昇しました。

隣のページに移ります。保険税収納に対する取組として3点記載しております。

1点目は、適正賦課。これは所得未申告者への申告勧奨などを示しております。

2点目は、資格適正化。これは厚生年金加入者への国保資格喪失手続の勧奨等を示しております。

3点目、収納率向上ですが、ファイナンシャルプランナーによる納付相談、2段目に書いておりますが、令和3年度については53件っております。

また、収納方法について、これまでコンビニ決済に加えまして、令和3年度よりペイペイ等のスマホ決済も導入し、収めやすい体制としております。ちなみにスマホ決済については国保税だけで約6,440万円の収納額となっております。

下の段に移ります。医療費適正化の取組です。

特定健診・特定保健指導については、健康推進課のほうで実施をしております。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用の促進についてはお知らせ等を行いまして、令和3年度の普及率は78.3%です。

続きまして、診療報酬明細書（レセプト）点検については、レセプト内容を業務委託した専門業者がレセプト上の過誤であったり、過剰診療、薬剤投与についてチェックしておりますけれども、令和3年度の点検効果額は614万650円です。令和2年度と比べまして約47万5,000円増加しております。

続きまして、第三者行為求償についてですが、第三者である加害者がいるケースです。加害者に対して請求を行うもので、令和3年度は39件、2,160万7,924円を回収しております。令和2年度と比べまして12件、223万円の増となっております。高額な収納額となる案件もありまして、当初予算よりも大幅に増えているところです。

続きまして、重複・頻回受診者への訪問健康相談につきましては、国保連合会に委託して行っております。

令和3年度の相談回数は54回となっております。

続きまして、はり・きゅう費助成事業につきましては、令和3年度の助成件数は3,542件となっております。

最後に、健康づくりポイント事業。一定のポイントを獲得した人に対して報奨を設ける事業を行っております。令和3年度の応募者は596人です。令和2年度より269人増えている状況です。

続きまして、次の6ページ。こちらには、国民健康保険事業の概要としまして、被保険者の加入状況、それから加入世帯状況、療養諸費、出産育児一時金を表にしております。

隣の7ページにつきましては、葬祭費、はり、灸費助成事業、特定健康診査等の事業、それから、診療報酬明細書点検による財政効果、いわゆる医療機関が保険者に提出するレセプトを点検することによって、どの程度医療費が削減できているかなどを表にしてあげております。

次に、8ページに移ります。

被保険者数・世帯数・療養諸費などを重ね合わせたグラフで表示しております。レセプト点検数もグラフに掲載しております。

隣の9ページ、こちらは被保険者数及び1人当たりの療養諸費をそれぞれ棒グラフと折

れ線グラフで一般の被保険者、退職の被保険者、それから前期高齢者のうち70歳未満、70歳以上の4つに分けてグラフにしております。

このページの一番上の赤色の折れ線グラフの前期高齢者の70歳以上の方の費用、こちらが飛び抜けて高くなっている状況が御覧いただけると思います。

次に、10ページに移らせていただきます。10ページは、国民健康保険税の所得割、均等割、平等割の状況を示してございます。

隣の11ページですが、保険税の収納状況でございます。

続きまして、12ページに移ります。

2、歳入歳出決算（案）です。12ページには、国保財政の基本的な枠組みを下のほうに掲載しております。

隣の13ページで決算の御説明をさせていただきます。13ページのグラフを御覧ください。

下の歳出の円グラフから御説明します。歳出の約69.7%を占めます保険給付費が約68億5,382万8,000円となっております。前年度比で約3億3,000万円増えています。原因は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが少なくなったことが大きいと考えられます。また、約26.9%を占めます国民健康保険事業費納付金、これが約26億4,858万9,000円となっております。

次に、歳入のグラフですが、上の円グラフを御覧ください。

歳入の約19.1%を占めます国民健康保険税が約18億8,494万1,000円、約70.6%を占めます県支出金、こちらが約69億6,062万3,000円、そして約9.6%を占める繰入金約9億4,144万2,000円となっております。

次のページをお開きいただきまして、14ページから15ページ。こちらには歳入歳出決算の令和3年度と前年度令和2年度との比較の表を載せております。金額のところには①から⑤まで番号を振っている箇所がありますけれども、これは前のページの①から⑤にリンクしております。

それでは、これから決算書を基に詳しく御説明をさせていただきます。

令和3年度筑紫野市歳入歳出決算書の335ページからが国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書となっております。

まず、344ページをお開きください。

歳入合計が98億5,604万1,665円に対しまして歳出合計額98億3,135万8,707円で、歳入歳出差引残額2,468万2,958円となっております。

次に、主な決算項目について説明をいたします。

まず、歳入から御説明いたします。346ページをお開きください。

1款1項の国民健康保険税収入済額が18億8,494万1,393円です。保険税は医療給付費分、それから後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算でお支払いいただいております。

1目の一般被保険者国民健康保険税ですが、現年課税分と滞納繰越分を合わせました収入済額は18億8,365万1,520円です。なお、その右側に記載しておりますが、1億436万8,597円の不納欠損がございます。

また、2目の退職被保険者等国民健康保険税の不納欠損額が312万654円と、合わせました1億748万9,251円を不納欠損として処理させていただきました。

続きまして、さきにお配りしました横判の説明資料を御準備いただいでよろしいでしょうか。これの一番最後の10ページのところに不納欠損についての詳細を記載しているところです。こちらを参考にさせていただきたいと思います。

それでは、決算書に戻りまして、348ページになります。

2款につきましては、使用料及び手数料です。これは督促事務に対する手数料となっております。

3款県支出金の収入済額は69億6,062万3,000円です。

1項1目1節の保険給付費等交付金、普通交付金の収入済額が68億757万6,000円です。これは、医療機関に支払う保険給付費の7割から8割分、さらには高額療養費などに必要な財源を福岡県の国保特別会計から交付を受けるものです。

同じく2節の特別交付金は、普通交付金以外で市町村の特別な事情に応じて交付されるものです。

次に、350ページに移りまして、5款繰入金の収入済額ですが、9億4,144万1,574円です。

内訳は、1項1目1節の保険基盤安定繰入金、2節の職員給与費等繰入金、3節の出産育児一時金繰入金、4節の財政安定化支援事業繰入金、ここまでの法定内繰入金となっております。被保険者の負担軽減及び国の制度上、一般財源化されたもので、国保事業運営上やむを得ない費用について財源措置をされた費用で、国からの地方財政措置が講じられるものになります。次に、5節の一般会計繰入金1億9,717万8,821円が歳入不足を補填するための赤字繰入れです。

その下、6款繰越金は、前年度からの繰越金で2,234万7,690円です。

次に、352ページに移ります。

7款の諸収入の収入済額が3,496万2,343円。主な収入が1項延滞金743万7,676円、3項雑入2,752万4,666円となっております。

次に、354ページに移ります。

8款国庫支出金が1,052万7,000円となっております。このうち2目の災害臨時特例補助金につきましては、国民健康保険税のコロナ減免した金額に対して交付される補助金です。

以上、歳入の合計額が98億5,604万1,665円です。

次に、歳出について御説明をいたします。356ページをお開きください。

1款総務費、支出済額が1億3,168万4,638円で、1項総務管理費が1億2,405万4,028円です。

主な支出は、1目一般管理費においては、国保年金課の国保担当職員への給料や事務費、また次の358ページをお開きいただきまして、2目の連合会負担金は、福岡県国民健康保険団体連合会への負担金となっております。その下の3目医療費適正化特別対策事業費は、医療費通知などの郵便料やレセプト点検業務委託料、ジェネリック医薬品切替え通知の費用、電算共同処理等の各種負担金などに充てております。

その下の2項徴税费についてですが、741万3,712円となっております。納税通知書の印刷製本、郵便料、会計年度任用職員の報酬、それからパンフレット等の作成費用となっております。

次の360ページに移ります。3項の運営協議会費ですが、筑紫野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員への報酬、費用弁償です。

その下2款の保険給付費の支出済額は68億5,382万7,974円です。これは、医療機関に支払う費用です。

主な支出は、1項の療養諸費59億6,980万5,078円。次の362ページに移りまして、2項の高額療養費8億5,853万5,625円。次の364ページに移っていただきまして、3項出産育児諸費2,225万4,710円、その下の4項葬祭諸費300万円です。

特にこの療養諸費、高額療養費については、国保加入者の方が健康でい続けていただくことでこれらの支出が減ることになりまして、結果的に国民健康保険財政の安定化が図られることとなります。

続きまして、366ページに移りまして、3款の国民健康保険事業費納付金26億4,858万9,108円です。

なお、納付金は、1項の医療給付費分、それから次の368ページの2項後期高齢者支援金等分、3項の介護納付金分に分かれております。後期高齢者支援金等分は、後ほど後期高齢者医療事業特別会計決算で御説明をいたします。現役世代分の負担金となっております。

次に、370ページの5款になります。保健事業費5,608万5,175円です。

主な支出は、1項の特定健康診査等事業費、いわゆる特定健診や特定保健指導に係る事業費。

次の372ページになりますが、2項の保健事業費につきましては、国保加入者の方に健康でい続けていただくために国保加入者の各種健康づくり事業や、筑紫地区の鍼灸院ではり、きゅうの施術を受けた方に対する一部助成費用に充てられております。

次の374ページをお開きください。

8款の諸支出金の1億4,117万1,580円です。

主な支出は、1項5目保険給付費等交付金償還金の1億3,461万1,716円です。これは余分に交付された県支出金を県へ返還するために支出したものです。

次の376ページに移りまして、9款の予備費の支出はございません。

以上、377ページの下の方の歳出合計額が98億3,135万8,707円となりました。

以上で令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算報告を終わります。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 幾つかあるんですけども、まず、決算書の346ページ、これはさっき説明があったのかもしれないですが、不納欠損のところですね。これの件数をお知らせいただきたい。不納欠損と収入未済のところですね。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 不納欠損につきましては、先ほど横判の10ページも御覧いただきましたけれども、件数といたしましては、執行停止が3年間継続されている分が177件、そして、時効5年となっている分が134件、合わせて311件となっております。

また、2点目の収入未済の件数についてですけれども、滞納件数の世帯につきまして、2,114世帯が該当している件数となっております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確かに不納欠損、全体的にはだんだん減っていったらいいんですけども、だけど、不納欠損の前にある収入未済のところですね。やっぱり、これが次、何年かたったら不納欠損のほうに大体移行する傾向にあるかなと思っているんですが、この辺り、滞納のところから不納欠損に至るところでの行政の仕事というか、その辺りがまず一つ。まず徴収というところの仕事で一つ、それと生活に困っている場合の行政サービスとしての在り方というのが、まず2つ目のお尋ね。

そして、実際のところ、収入が少なくなっている自営業、最初の大きなグラフの割合でいっても、市内の自営業の方が半分ぐらいいらっしゃるかなと思っているので、滞納した場合の短期の保険者証とか、資格証明書の発行数が今どれぐらいの傾向にあるのか。去年からコロナになってから増えていっているのか、その辺の増え方みたいな数字があったらお知らせいただきたいです。

○委員長（波多江祐介君） 杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 辻本委員さんの最初の御質問に対して、不納欠損の関係の対応についてお答えさせていただきたいと思います。

不納欠損の処理に当たりましては、税負担の公平性の観点から督促状の発送や財産調査、差押え、納付誓約書の提出など、所在不明者に対しましては追跡調査を行うなど、安易に消滅時効が完成しないように、市としましては努めておるところでございます。不納欠損予定者リストを作成いたしまして、滞納者との接触や滞納処分の状況を把握するなど、時効進行の管理は適切に行っているところでございます。以上でございます。

2番目ですけれども、生活困窮の方につきましては、滞納者からの聞き取りや生活状況申出書の提出など、関係機関への調査などにより、その辺りの把握に努めているところでございます。

対応につきましては、納税相談の際に生活実態に応じた納税指導を行うなど、生活困窮による滞納が発生すると判断した場合は、先ほどお伝えしましたファイナンシャルプランナーへの相談53件ということでお答えしましたが、そちらの指導や生活福祉課、保護課、社会福祉協議会などに生活支援を目的とする部署や関係機関へ取りつなぐことなどして、税の収納を確保しているところでございます。以上、お答えさせていただきます。

3点目は課長のほうからお答えいたします。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 短期証と資格証の発行数なんですけれども、短期証は、保険税の滞納があるために1年間の保険証を交付できない世帯に対して、期間を区切って有効期限を設けて短期の保険証を交付するものなんですけれども、短期証については令和4年の7月末現在で455世帯、そして、資格証につきましては52世帯となっております。年々推移を見ますと、少しずつ減っているという状況が見受けられます。ちなみに昨年度、令和3年7月末は短期証が524件という形になっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 352ページの雑入のところの一般被保険者第三者納付金、これは先ほどの説明で、昨年よりは39件増えて223万円の増だということですが、当初予算が1,570万7,000円で、補正で288万1,000円しています。最終金額はさらに増えていっていると、2,106万7,924円になっているというところでは、だんだん増加しているという、この途中で補正して、さらに増加したという、この内容が分かれば。

それと、第三者の支払いをお願いする場合の調査、これも調査する機関があるようですが、そこはどのような手段で見つけ出すというか、お願いしているのかということをお尋ねいたします。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 御質問の第三者納付金につきましてですけれども、288万1,000円ほど補正をさせていただいております。これというのが、令和2年度が27件で令和3年度は39件という形で増加しているところです。そしてまた、1件で100万円を超える収納額の案件もございまして、当初予算よりも収納金額が増加しているという状況でございます。

それから、第三者納付金の調査についてですけれども、交通事故がほとんどを占めております。その中で、例えば、消防署や、あと警察署等に確認をいたしまして、明らかに交通事故であるのではないかと思われる件につきまして、個別に調査を行っております。職員も、担当の会計年度職員を雇っております、処理を行っております。その担当職員もレセプト等を点検いたしまして、その内容を精査して、これは交通事故ではないかというようなことで、それで確認を行っているところです。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 意外と見つけ出すのが曖昧な形で、それだったら分かるものは分かる、分からないものは分からないという感じをしているのか。ちょっと何か今の説明では全数を把握できるような体制にはなっていないなという気がちょっとしたんですけれども、ま、いいです。それは今の御説明でしかないということなので。じゃ、全数把握するにはどうしたらいいのかというところが、この会計にすごく影響のある、本来支払わなくてもよいものを支払っていると。支払っていただく方に支払っていただいてない場合もあるかもしれないという状況が今あるというふうにちょっと認識しましたので、それでいいでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 職員、かなり精度が高く確認を行っておりますので、件数につきまして、交通事故が36件で、犬がかんだような事件も1件と、非常にスキルが高くなっておりますので、その辺りは漏れがないように努めておるところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 359ページの後発医薬品普及促進支援業務負担金で19万4,319円あるんですが、さっきから、この間ジェネリック医薬品の利用は、さっきの説明していた資料で大分7割ぐらいに変わってはきているんですが、それは件数ベースのところだったんですね。じゃ、金額ベースではどれぐらいジェネリックに交換されていっているのかというのをお尋ねしていいでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） ジェネリック医薬品の普及率なんですけれども、数量ベースでは78.3%の普及となっておりますが、金額ベースでいうと60.5%の普及率となっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 私ごとなんだけど、目の手術して眼科に行って薬をもらうときに、その、具体的に言うと大賀薬局ですけど、その受付のところにジェネリック医薬品の普及率とか使用率が90%を超えましたと、そこは貼ってあるんですよ。ところが、筑紫野

市内の普通の病院へ行っても、そういう表示をされているところを私は見たことのないような気がするもんだから、その辺の精度はその病院によって変わってきているのか、何らかの行政指導があって、そういう表示をしているのか、ちょっとその辺のところを教えてくださいませんか。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） お尋ねの件ですけれども、行政指導という形ではなっておりませんで、各病院ごとに対応されてある状況でございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 要するに薬代が安くなるという形でしょうから、本来からいうと、病院関係はジェネリックを使うよりか一般のをしたほうが収入も多いと思うんだけど、あえてそういう病院の中でそういう表示をするということは、やっぱり何らかのそういう社会保険にしる、国民健康保険にしる、非常にそれで助かるような形になると思うんだけど、それを自発的に病院側がやっているということですか。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） これは受診者の人も費用的に大変助かる形でございますので、市としましては、被保険者証を発送する際にもジェネリック医薬品の普及について、安くなりますよということでの案内等はさせていただいています。それと、あと広報などにも掲載しておりますし、パンフレットのほうにも記載しております。

この件につきましては、国全体での目標というものがございまして、ジェネリック医薬品への普及率が80%となるようにという形のものも、国からの分もありますので、市の医療費の削減にももちろんつながることですから、担当課としても、その辺の周知を行っているところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 私はもちろん保険証が送ってきたときに、今は来ていないのかもしれないけれども、ジェネリック医薬品を使ってくださいよというカードが来ているから、私は健康保険証の中にそのカードを入れて、病院行っておくすり手帳と健康保険証を出して、それでやるんだけど、何か今の話を聞くと、何か国が主体でやっているような感じで、実際は市の医療分の保険料が下がってくるわけですから、もっと何かその辺が積極的な発

信があつてよさそうな気がする。ちょっと今の答弁を聞きよつたら、もっと積極的に取り組んだほうがいいんじゃないかなというふうな気がするもんだから、ちょっとそれを最後に質問します。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 国の目標としては80%ということでお伝えしましたけれども、やはり国民健康保険の医療費削減に向けての取組としては、非常に削減効果があるものになりますので、そこは先ほども申し上げましたけれども、しっかり周知、広報、今も行っていますが、広報での周知、それと被保険者証の同封物等々、周知に努めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 資料の5ページの医療費適正化の取組の重複・頻回受診者への訪問健康相談というのは、内容としてはどのような重複受診が多いのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 御質問は重複・頻回受診者への訪問健康相談の内容ということによろしかったですね。

内容については、ちょっとこちらでは詳細は把握しておりませんで、主に健康推進課のほうで行っている事業となっております。例えば、Aの医療機関に行って診断を受けたにもかかわらず、別のBという医療機関に行ってという形がちょっと顕著であるという方についてはピックアップしまして、健康相談を行っている。あと、Aという医療機関で何回も受診をするという方についても、それもピックアップして相談事業につなげているという形のものとなっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） よろしいですか。ほかに質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） さっきのジェネリックの続きなんですけど、私、金額ベースで聞いたら60.5%だというお答えだったんですが、これまでジェネリックに振り替えた効果は金額で報告があつていたと思つているんですね。今回すごく丁寧な資料をつくつていただいていて数量ベースまで書いていただいているのに、じゃ、実際、その医療費適正化の

取組という費用を削減する取組の中で、金額で報告していないというのが、ちょっと欠けているんじゃないかなと思っているので、あえて金額ベースではとお尋ねしたんですが、やっぱり60.5%というお答えだったので、実際のところ、どれぐらいのね、さっき横尾委員も言われたけど、市の医療費の金額に関わるものはやっぱり金額で示していただけたらと思うんですが、これは医療費金額ベースでは出していただけないですか。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 金額、切替えによる削減効果、その効果額について金額の資料がございまして、金額で申しますと……。

○委員長（波多江祐介君） どの資料。

○国保年金課長（高口 修君） ジェネリック医薬品の切替えによる削減効果額になります。（「議員さんたちにお配りしていない」と呼ぶ者あり）

○委員長（波多江祐介君） ああ、ここにはないということですね。

○国保年金課長（高口 修君） はい、すみません。口頭ですみません、お伝えさせていただきます。

金額を申し上げますと、およそ2億7,100万円という形になっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 先ほどの費用ベースでの60.5%が約2億7,100万円……。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 資料につきましては、今後は資料をきちっと作成して、できる分はお伝えできるように努めていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 全体の費用負担を削減するためのジェネリックの取組だと思いますので、そういったのが分かりやすい資料をまた今後ともよろしく願いいたします。

それでは、ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

それでは、認定第2号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第2号、令和3年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

引き続き、議案第45号、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、議案第45号の令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

この令和4年度筑紫野市特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,594万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4,444万6,000円とするとうたっております。

まず、10ページの歳入予算をお開きください。

3款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金を126万5,000円補正増いたします。これは、新型コロナウイルス感染症に伴い、傷病手当金の申請が当初の見込みよりも多大となったことによるものです。

6款繰越金、1項1目繰越金を2,468万2,000円補正増し、当初予算の1,000円を加え、2,268万3,000円とします。これは、令和3年度事業決算において、歳入合計額から歳出合計額を差し引いた残額であります2,468万2,958円を令和4年度予算に計上させていただくためのものです。

次に、12ページの歳出予算をお開きください。

2款保険給付費、6項1目傷病手当金を126万5,000円補正増いたします。先ほど歳入の補正予算で御説明いたしました傷病手当金の増額によるものです。

9款1項1目予備費を2,468万2,000円増額します。これも、先ほど御説明いたしました令和3年度事業決算における繰越金につきまして補正計上するものでございます。

以上のように歳入予算、歳出予算とも2,594万7,000円を増額し、総額を歳入予算、歳出予算とも100億4,444万6,000円とするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明をいたします。4ページをお開きください。

筑紫野市総合保健福祉センター健康測定室及び歩行訓練プール運営指導業務委託についてですが、これは現在、カミーリヤ2階のトレーニングルームと1階の歩行訓練プールの運営指導の業務を委託しているものです。

今回、令和5年度から7年度までの3年間委託する予定でございますが、令和5年4月1日から委託業務を開始する必要がありますので、令和4年度末までに契約を行う必要があることから1,500万円を計上させていただいております。

なお、筑紫野市総合保健福祉センター健康測定室及び歩行訓練プール運営指導業務委託につきましては、国民健康保険事業特別会計以外に一般会計、介護保険事業特別会計にてそれぞれ利用者と按分した上、計上をしているところです。

以上が令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けましたが、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 提案内容補足説明書なんですけど、34ページ、ここに歳出予算補正の内容ということで、傷病手当金があります。当初の見込みよりも多くなったということなんですけど、見込みより多くなった理由というのは、はっきりとした理由というのは分かるんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 傷病手当金は、新型コロナウイルスとの関係がございませう。オミクロン株が出てきた関係で傷病手当金の申請が、2年度に比べて3年度が増えたという状況がございました。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方、挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 当初予算が20万円だったんですね、補正前の額が。補正額が126万5,000円でかなり増えていると。当初一番最初聞いたときに4件か、5件と聞いたような気がするんですけど、確かに増えているんなら増えているで、何件になったからという報告をしていただけたらありがたいなと思うんですね。何件で126万5,000円になったの

か。

○委員長（波多江祐介君） 高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 今年度の当初予算につきましては、昨年度の件数を基に計上していたところですが、昨年度の件数が6件ございまして、今年度につきましては7月末現在で14件出ている状況でございます。これが増額の理由となっております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

それでは、議案第45号について討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第45号、令和4年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

説明の職員の方の入替えてしばらく休憩をいたします。再開を15分としたいと思います。

—————・—————・—————  
休憩 午前10時07分

再開 午前10時15分  
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、傍聴の件を追加で御報告いたしますが、2名の議員の方が追加で参加をされておられます。

議題に入ります前に、説明の職員の方が入れ替わっておりますので、部長のほうから御紹介をお願いします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） お疲れさまでございます。職員の入れ替わりをさせてい

いただきました。

認定第6号、議案第47号の所管であります医療年金担当係長が出席しております。自己紹介をいたします。

○医療年金担当係長（横尾茂幸君） お疲れさまです。国保年金課医療年金担当係長をしております横尾と申します。よろしくお願いいたします。

○市民生活部長（杉村真子君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） よろしく申し上げます。

それでは、認定第6号、令和3年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、認定第6号、令和3年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定の件の説明をさせていただきます。

さきにお配りしました縦判の資料、令和3年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計決算関係説明資料、こちらをお開きください。

1ページになります。1、令和3年度筑紫野市後期高齢者医療事業の概要です。

上から7行目になりますが、本市の令和4年3月末における総人口10万5,782人、そのうち後期高齢者医療の被保険者は年間平均で1万2,510人を占めております。

本市の令和3年度の医療費は約139億6,847万円と、前年度比7.03%の増です。これを後期高齢者医療被保険者1人当たりの平均で見ますと、約111万6,600円と、前年度比4.62%増となっております。

続きまして、2、令和3年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計決算の状況についてです。

医療費の負担割合についてですけれども、隣の2ページの一番上のグラフ、こちらがちょっと分かりやすいと思いますので、2ページ上の棒グラフを御覧いただきますと、後期高齢者医療は医療費の約5割を国・県・市の公費で負担しております。その内訳は、国が12分の4、県が12分の1、市が12分の1となっております。それから約4割を後期高齢者支援金、これは先ほど国保事業でも説明しましたが、いわゆる現役世代の国民健康保険や社会保険の保険料からの負担分です。そして、残り1割を後期高齢者医療被保険者の保険料での負担となっております。

1 ページに戻っていただきまして、中段よりももう少し下になりますけれども、令和3年度後期高齢者医療事業特別会計決算（案）の歳入総額ですが、25億4,737万6,661円、歳出総額が25億278万2,227円で、差引額が4,459万4,434円となっております。

歳入の内訳につきましては、後期高齢者医療保険料、督促手数料、前年度繰越金、諸収入、一般会計からの繰入金が主なものとなっております。

歳出の内訳といたしましては、総務費、広域連合への納付金、諸支出金となっております。

次に、2 ページに移りまして、一番下の表ですが、右側の収納率がございます。特別徴収につきましては100%となっておりますが、普通徴収にも高齢者の方につきましては納税意識の高い方が多いということで、全体の収納率は99.39%となっております。

3 ページに移ります。

医療費の推移、ちょっと横になりますけれども、上の表の3段目を御覧ください。

後期高齢者医療が平成20年に発足しておりますけれども、それ以降1人当たりの後期高齢者医療費は、医療の高度化に関わらず、多少の増減はありますけれども、令和元年度まではずっと増え続けている状態です。令和2年度は新型コロナウイルスによる受診控えで減となっておりますけれども、令和3年度は前年度比4.62%増と増加に転じているところです。隣の4ページにつきましては、決算額の前年度との比較となっております。後ほど、決算書の中で説明いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

続きまして、5ページの円グラフを御覧ください。

上の歳入につきましては、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金でほとんど全てを占めているところです。

また、下の円グラフ、歳出のほうですけれども、99.67%が後期高齢者医療広域連合への納付金ということになっております。

それでは、決算書の説明をさせていただきます。決算書を御準備ください。令和3年度筑紫野市歳入歳出決算書の457ページからが後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書となっております。

まず、462ページをお開きください。

歳入合計額25億4,737万6,661円に対しまして、歳出合計額25億278万2,227円、歳入歳出差引残額が4,459万4,434円となっております。この分は、後ほど令和4年度の9月補正予算で増額補正をお願いするところでございます。

次に、歳入から御説明をいたします。464ページをお開きください。

左上の1款後期高齢者医療保険料、1項の後期高齢者医療保険料の右のページに行きまして、収入済額ですが、12億744万580円です。内訳につきましては、左のページ1目特別徴収保険料7億1,913万2,800円、2目の普通徴収保険料4億8,830万7,780円です。不納欠損はその右側になりますが、465万3,190円でございます。

その下の2款の使用料及び手数料は、収入済額11万1,900円です。督促事務の手数料となっております。

次に、3款の繰入金は、事務費の繰入金12億4,923万6,506円です。

また、4款の繰越金は4,461万7,024円で、前年度の繰越金です。

次のページに移りまして、466ページですね。

5款の諸収入ですが、4,597万651円で、延滞金、還付金及び還付加算金による収入となっております。

以上、一番下を御覧いただきますと、歳入合計額が25億4,737万6,661円です。

次に、歳出について御説明をいたします。468ページをお開きください。

1款の総務費、支出済額675万9,721円です。国保年金課医療年金担当職員の旅費、郵便料、その他、印刷製本費等の事務費に充てております。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は、24億9,455万106円です。これは、歳出予算の99.67%を占めております。

3款の諸支出金は147万2,400円です。過誤納付の還付金及び還付加算金となっております。

次のページ、4款になりますが、予備費の支出はございません。

以上、歳出の合計額が25億278万2,227円です。

以上で令和3年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算報告を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けました。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは、質疑を打ち切ります。

認定第6号について討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

それでは、認定第6号、令和3年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第47号、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

高口課長。

○国保年金課長（高口 修君） 議案第47号、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

令和4年度筑紫野市特別会計補正予算書の29ページをお開きください。黄色の表紙の分になります。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,459万3,000を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,803万2,000円とするとおたっております。

まず、38ページの歳入予算をお開きください。

4款繰越金の1項1目の繰越金を4,459万3,000円補正増し、当初予算の1,000円を加え、4,459万4,000円とします。これは令和3年度事業決算において、歳入合計額から歳出合計額を差し引いた残額を令和4年度予算に計上させていただくものです。

次に、40ページをお開きください。

歳出予算になります。2款の後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目の広域連合納付金を4,303万2,000円増額します。これは令和3年度の保険料と負担金の精算分を令和4年4月1日から5月31日までの出納整理期間分の合計額につきましては、令和4年度予算で支払うというルールになっておりますので、その額の一部を充てるものでございます。

次に、4款1項1目の予備費を156万1,000円増額いたします。令和3年度事業決算の繰越金と歳出補正を行います広域連合納付金の差額を補正計上するものでございます。

以上のように歳入予算、歳出予算とも4,459万3,000円を増額し、総額を歳入予算、歳出予算とも26億2,803万2,000円とするものでございます。

以上が令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の概要です。

御審議のほうよろしくお願ひいたします。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第47号について討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第47号、令和4年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

なお、最後に各委員さんから補正の内容、また決算の根拠とか、数値が分かる分については、今後また資料等の工夫をお願いしたいと思います。

それでは、職員入替えのためにしばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午前10時30分

再開 午前10時33分  
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題に入ります前に宗貞部長がお見えですので、御挨拶をいただき、説明される職員の方の紹介もお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） おはようございます。総務部の宗貞でございます。

総務部門で認定の関係につきましては、認定4件御説明させていただきたいと思っております。

まず、人権政策・男女共同参画課のほうから、令和3年度の筑紫野市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。人権政策・男女共同参画課の課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。よろしくお願いします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 人権・同和政策担当係長の前田でございます。

○人権・同和政策担当係長（前田大輔君） よろしくお願いします。

○総務部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、認定第3号、令和3年度筑紫野市住宅新築資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、認定第3号、令和3年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

当特別会計につきましては、決算書の379ページから394ページまでの掲載となっております。

まず、歳入についてでございますが、380ページを御覧ください。

1 款県支出金については、予算現額3万7,000円に対して、調定額、収入済額ともに3万6,000円でございます。

次に、2 款財産収入については、予算現額1万4,000円に対して、調定額、収入済額ともに1,480円でございます。これは、住宅新築資金等公債償還積立金を会計管理者が資金運用する際に発生する利子収入でございます。

次に、3 款繰入金につきましては、公債費償還積立金の取崩しに係るものですが、令和3年度においては借受者からの一定額の償還がございましたので、取り崩す必要がありませんでした。

次に、4 款繰越金については、調定額、収入済額ともに1,780万6,591円となっております。

次に、5 款償還金については、予算現額359万6,000円に対して、調定額5,049万6,307円、収入済額414万1,235円でございます。

次に、6 款諸収入については、該当する収入がございませんでした。

令和3年度の本特別会計の歳入合計は予算現額2,145万5,000円、調定額6,834万378円、収入済額2,198万5,306円、収入未済額4,635万5,072円となっております。

それでは続きまして、歳出予算についてです。

382ページをお開きください。

まず、1款の総務費につきましては、予算現額1,893万9,000円、支出済額64万6,380円、不用額1,829万2,620円となっています。

次に、2款公債費につきましては、元金と利子を合計しまして、当初予算251万6,000円に対して支出済額は251万4,448円、不用額1,552円となっております。

以上、令和3年度の本特別会計歳出合計額は、予算現額2,145万5,000円、支出済額316万828円、不用額1,829万4,172円となっております。

したがいまして、令和3年度本特別会計の歳入と歳出の収支結果につきましては、384ページに記載させていただいておりますように、歳入合計額2,198万5,306円、歳出合計額316万828円、歳入歳出差引残額1,882万4,478円となっており、この差引残額を令和4年度に繰り越すことになります。

なお、385ページ以降に事項別明細書を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

続きまして、別添の参考資料、かがみを除いて2枚あると思いますけれども、1枚目の住宅新築資金等貸付事業、令和3年度末貸付及び償還状況総括表について御説明させていただきます。この資料につきましては、本特別会計事業開始からの全体の経過をまとめたものでございます。

まず、1の昭和41年度からの貸付総体は、本事業は昭和41年度から実施しており、これまでに貸し付けた人の人数と金額となっております。

次に、2の令和3年度該当件数でございます。令和3年度当初20人の償還者がおり、年度中の完済者が7人でしたので、令和3年度末の償還者は13人となっております。

3の償還状況でございます。

Aの貸付総体は、元金と利子を合わせまして15億8,459万3,941円です。

Bの調定額累計は、令和3年度までの累計で、元金と利子合わせて15億7,056万6,042円でございます。この金額が、令和3年度末までに借受者から市に償還されるべき額でございます。

Cの償還済額累計は、令和3年度末までに借受者から実際に償還された額で、元利合わせまして14億4,743万8,551円でございます。

Dの不納欠損額累計は、調定額のうち償還免除した額で、元利合わせまして7,677万

2,419円となっております。

Eの償還未済額は、元利合わせまして4,635万5,072円で、これが令和3年度末における滞納額でございます。

Fの納期未到来分償還免除額累計は、納期未到来の償還金の中で、既に住宅新築資金等貸付審議会に諮問し償還免除された額でございます。

Gの納期未到来の額は、納期が令和4年度以降の償還金の中で、本事業は、令和3年度末までが償還期限となっておりますので、ゼロ円となっております。

最後の残額は、今後償還していただく額の合計でございます。

次に、4の元金償還率ですが、令和3年度末の元金償還率は96.96%となっております。

5の公債費関係ですが、公債費総体の額は、貸付け開始から貸付け終了までの起債額の合計となっており、元金と利子を合わせまして16億7,358万6,162円となっております。この金額全額を令和3年度末までに償還しましたので、償還残額はゼロ円となっております。

6の基金の推移でございますが、令和3年度当初は1億9,131万2,458円の基金でしたが、利息1,480円、積立金55万5,000円の積立てを行いましたので、令和3年度末で1億9,186万8,938円となっております。

最後になりますが、もう一枚別紙で、令和3年度末貸付残額一覧表を添付しております。この一覧表は、令和3年度当初に償還していただいている人が20人いたのですが、その一人一人の償還状況についてまとめた資料となっており、参考資料として添付させていただきます。

表の見方としては、左から人数のところは1から20までの一連番号、借受人の氏名はアルファベット表記、貸付総体は元利込みの償還していただく総額、償還累計額は令和3年度末までに償還していただいた額、内訳の数字として令和3年度中に償還していただいた額、最後が令和3年度末の今後償還していただく額となっております。

令和3年度20人いましたが、令和3年度中に完済した人が7人いますので、令和4年度以降13人の方から償還していただくことになっています。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） すいません、ちょっと基本的なことで。ちょっと決算で聞くべきことなのかというのもしかたもあるかもしれないんですけど。

この事業は、貸付けをした際に、この住宅に対して、不動産に対して抵当権の設定登記とかって行っているんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 本事業については、昭和41年度当初から貸付事業が始まっているんですが、その当時は抵当権の設定というのを義務づけされておりましたので、していなかったんですけども、何年度からかというのはちょっと曖昧なところがあるんですけども、事業の途中から抵当権の設定をするようにしております、ここに残されている方については、住宅を持っている方については抵当権を設定しておるところでございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今日頂いた資料の基金の推移のところですが、1億9,186万8,938円あるという、この基金は、この事業そのものは貸していただくだけの事業なので、ずっとお金をいただいて、それを渡すと、返していくという事業なので、基金がこれだけあるというのは、この基金は将来的にはこの事業は終結というか、終わる頃にはどういふふうな扱いになるのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） この特別会計事業につきましては、これまで昭和41年度から一般会計のほうから繰り入れしている金額が、1億弱の金額を今まで繰り入れしております。最終的に、これ、国・県の補助事業でございますので、国・県の指導を仰ぎながら、最終的に全ての方が償還が終了した時点で、補助金の返還とかがもしあれば、そちらのほうにも返還をさせていただいて、最終的に黒字になった金額を一般会計に戻していくという考え方は持っておるところでございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。認定第3号について討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第3号、令和3年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。再開を11時としたいと思います。

—————・—————・—————  
休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分  
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明される職員の方が変わっておりますので、部長のほうから紹介をお願いいたします。  
宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 総務部、続きまして、管財課のほうから、二日市、御笠、平等寺山それぞれの財産区の決算の認定の件について御説明さしあげますので、どうぞよろしく申し上げます。

出席職員でございますが、管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 管財課長の永利です。よろしくをお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 管財課、管財担当係長の永田でございます。

○管財担当係長（永田裕二君） 管財担当係長の永田です。よろしく申し上げます。

○総務部長（宗貞繁昭君） よろしくをお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、認定第9号、令和3年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の件について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、認定第9号、令和3年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明させていただきます。

まずは、決算書の504ページ、505ページをお開きください。

まず、歳入についてでございます。

1 款財産収入、予算現額306万1,000円に対しまして、収入済額が296万694円でございます。

次に、2 款繰入金、予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

3 款繰越金、予算現額28万9,000円に対しまして、収入済額が28万9,689円となっております。

4 款諸収入、予算現額2,000円に対しまして、収入済額はございません。

合計いたしまして、予算現額335万3,000円に対しまして、収入済額が325万383円となっております。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

506ページ、507ページをお開きください。

まず、1 款総務費、予算現額137万1,000円に対しまして、支出済額が94万4,265円となっております。

2 款積立金、予算現額、支出済額とも188万2,000円でございます。

3 款予備費、予算現額10万円に対しまして、支出済額はございません。

以上、歳出合計額、予算現額335万3,000円に対しまして、支出済額が282万6,265円となっております。

508ページをお開きください。

歳入合計額325万380円、歳出合計額282万6,265円、差引きいたしまして、42万4,118円の黒字という決算となっております。

具体的な内容につきましては、次の事項別明細により御説明申し上げます。

510ページ、511ページをお開きください。

歳入についてでございます。

まず、1 款財産収入、予算現額が306万1,000円に対しまして、収入済額が296万694円でございます。

1 項1 目土地建物収入、予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

2 項1 目土地建物貸付収入、予算現額が305万9,000円に対しまして、収入済額は296万130円となっております。

この内訳でございますが、湯町駐車場の使用料といたしまして、287万7,600円、六反共同利用施設の使用料といたしまして2万2,600円、電柱敷地貸付料が1万2,660円、湯町区の防災倉庫用地貸付料といたしまして4万7,270円となっております。

次に、2目利子及び配当金、予算現額1,000円に対しまして、収入済額は564円となっております。

続いて、2款繰入金でございます。予算現額1,000円に対しまして、繰入額はございません。

3款繰越金、予算現額28万9,000円に対しまして、収入済額は28万9,689円となっております。これにつきましては、前年度の繰越金でございます。

続きまして、512ページ、513ページをお開きください。

最後に、4款諸収入についてでございます。予算現額2,000円に対しまして、収入済額はございません。

合計いたしまして、予算現額335万3,000円に対しまして、収入済額325万383円となっております。

続きまして、514ページ、515ページをお開きください。

歳出についてでございます。

まず、1款総務費、予算現額137万1,000円に対しまして、支出済額が94万4,265円となっております。

1項1目一般管理費につきましては、予算現額112万8,000円に対しまして、支出済額が88万1,061円となっております。

内訳についてでございます。1節報酬が、予算現額15万4,000円に対しまして、支出済額が6万5,000円となっております。こちらにつきましては、管理会委員の報酬でございます。

次に、3節職員手当等でございます。予算現額8万円に対しまして、支出済額が2,876円となっております。これは、財産区担当職員の時間外勤務手当でございます。

続きまして、8節旅費は、予算現額4万7,000円に対しまして、支出済額は1万6,500円となっております。こちらにつきましては、管理会委員の費用弁償でございます。

9節交際費です。予算現額1万5,000円に対しまして、支出済額はございません。

10節需用費、予算現額3万2,000円に対しまして、支出済額は1,185円です。こちらにつきましては、管理会のお茶代でございます。

11節役務費につきましては、郵便料といたしまして予算現額、支出済額とも3万円となっております。

27節繰出金、予算現額、支出済額とも77万円でございます。こちらにつきましては、当

該財産区に関わる事務を本市管財課職員が行っているため、事務費負担として一般会計に繰り出すものでございます。

次に、2目財産管理費、予算現額24万3,000円に対しまして、支出済額は6万3,204円です。

こちらの内訳でございますが、10節需用費、予算現額17万1,000円に対しまして、支出済額は2万8,821円でございます。こちらにつきましては、湯町駐車場の電気料といたしまして1万5,621円、修繕料といたしまして1万3,200円です。この修繕料につきましては、駐車場の使用者のネームプレートの交換代でございます。

11節役務費、予算現額6,000円に対しまして、支出済額は5,783円です。こちらは、湯町駐車場の建物損害共済の保険料でございます。

12節委託料、予算現額6万6,000円に対しまして、支出済額は2万8,600円となっております。こちらにつきましては、湯町駐車場の清掃業務委託料といたしまして8,800円、消防設備保守点検業務委託料といたしまして1万9,800円でございます。

続きまして、2款積立金は、予算現額、支出済額ともに188万2,000円でございます。

516ページ、517ページをお開きください。

最後に、3款1項1目予備費についてでございます。予算現額10万円に対しまして、支出済額はございません。

合計いたしまして、予算現額335万3,000円に対しまして、支出済額282万6,265円となっております。

次の518ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入総額325万円、歳出総額282万6,000円、差し引きいたしまして、42万4,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、そのまま実質収支額といたしまして42万4,000円となっております。

続きまして、決算認定資料の177ページをお開きください。

二日市財産区の財産に関する調書についてでございます。

土地合計2,715.57平米、建物387.47平米、ともに前年度からの増減はございません。

次に、178ページをお開きください。積立金でございます。

前年度末の現在高は6,293万6,489円ございました。ここに186万8,564円を積み立ていたしましたので、令和4年3月31日現在の現在高は6,480万5,053円となっております。

以上をもちまして、決算の説明を終わらせていただきます。

なお、本決算につきましては、8月22日に開催いたしました二日市財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この財産区の、ここ駐車台数は何台あって、料金が1台幾ら取れているか、ちょっと月単位でもいいから教えてくださいませんか。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 湯町駐車場につきましては、44区画でございます。屋根つきのほうが21区画、月額6,600円でございます。屋根なしのほうが23区画ございまして、月額4,400円となっております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 非常にこの注目度が高いって、私知らなかったんだけど、空きがあって、くじ引きで当選されているということを知ってね。地域で安いし、非常に人気があって、すごいんやなということで、私びっくりしたんだけど、これはもうそういう空きの後の抽せんとかいうのは管財のほうでやっとなるんですか。

○管財課長（永利俊美君） 湯町駐車場の空きが出た場合のほうですけども、手続等につきましては、管財課のほうで手続をしているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） ちょっとこの二日市財産区の権利者というか、組合員というか、どのくらいのメンバーで運営してあるんですか。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 財産区のほうですけども、現管理につきましては7名で管理委員さんがございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） それは全体的に何百世帯とかいう形の中で管理をしている方の管理の人たちが7名ということじゃないんですかね。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 二日市財産区におきましては、まず、管理委員さんなんですけども、まず、旧二日市村が町制施行になったときの二日市町の行政区のほうから7名出しているような形になりますので、いろんな行政区ではなくて旧二日市町の行政区から7名を選出しているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この土地の権利者というのはどうなっているんですか。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 権利者につきましては、二日市町の行政区全体の住民の方とか、そちらの一応財産の持ち物という形になります。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そしたら、そういう土地をもし売却した場合は、その二日市7行政区のほうに分配をされて、即収入が入っていくということですかね。それとも、市がその半分ぐらいはもらって、残りの半分ぐらいを当時の行政区のほうに分配するという形になるのかなと思って。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 土地を処分した場合なんですけども、こちらの分配なんですけども、旧二日市財産区のほうにまず収益が入ってきますので、そのまま二日市財産区の収入としてほかのに充てるのか、もしくはそういった分配ですね。そのため、財産区での協議により分配という方式になると、それぞれの行政区、旧二日市町のほうに分配されると思います。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 1款2項の財産運用収入の当初予算が306万3,000円で、補正減して、その後調定額が最終的には296万694円になっているんですが、これは小さな数字だけど、10万円ぐらいの差がありますね。これは、何でこういう差が出てきたのかということが、まず1つ。

それから、これだけの財産で駐車場運営していることと、併せて、その貸付料が2つありますね。電柱の敷地貸付料と倉庫用地は防災用というところで湯町にお貸ししているということなんですけど、その割には湯町に貸すにしてはちょっと高いんじゃないかなと、4万7,270円。この4万7,270円の算出根拠のようなものが何なのか。それと、湯町に貸すの

に、どうして貸付料を取らないといけないのかという、経過をちょっとお聞かせいただけたらと思います。

それと、もうついでに言うておきますけど、収入としては、こういう財産運用収入しかない中で、じゃ、財産管理費として使っている電気料のところでは1万5,620円、これは駐車場の電気だと言われたんですが、これを軽減するようなことを何か考えておられるのか。それだけお尋ねいたします。

○委員長（波多江祐介君） 3点ですね、永利課長。

○管財課長（永利俊美君） まず1点目でございます。湯町駐車場の防災倉庫の貸付用地の経緯でございますけども、こちら湯町駐車場を建設したときに、湯町地区のほうから、デッドスペースがございますので、こちらのほうに防災倉庫を置かしていただけないかと相談がございました。その中で貸付料をどうするのかという中で、管理会の中で議論が行われて、やはり貸付けを行うべきではあるということで、今現在に至っておるところでございます。

金額ですね。先ほど言われた10万ぐらいの補正をかけているということなんですけども、こちらが湯町の倉庫につきましては、固定資産評価額を基に貸付料を算出しております。その分で計算したときに固定資産評価額が上がっておりますので、その分でも提示をしております。その中でやはりもう少し減額をとということで、そういった話の結果、協議の結果、今現在の4万7,270円となっておりますのでございます。

○委員長（波多江祐介君） 3点目、維持管理の電気料……。

○管財課長（永利俊美君） すいません、維持管理の電気料でございますけれども、こちらは湯町駐車場の電気料につきましては、何か軽減をできるのかというのではなくて、それこそ自動でついたり消したりなっておりますので、ちょっとこれ以上何かしら軽減という措置が取れる手だてがないものですから、このままの使用料という形になっております。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 例えば、わずかなことだけれども、従来の電灯なのか、LED化したら、少しは安くなるんじゃないかなとちょっと思っただけですので、それももう既にする方向としてはされているということでもいいですかね。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） すいません、LEDの設置のほうについてはまだしておりません。

○委員長（波多江祐介君） 今のお話では経費削減に向けて検討できるように……。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） もちろんLEDを設置するにしても設置する費用とかもかかりますので、そういったところを見ながら、管理会に諮りながら進められるところは進めていきたいと思っておるところでございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

それでは、認定第9号について討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第9号、令和3年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第10号、令和3年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の件を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、認定第10号、令和3年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算書の内容につきまして御説明させていただきます。

お手元の決算書520ページ、521ページをお開きください。

まず、歳入についてでございます。

1 款財産収入、予算現額1,062万8,000円に対しまして、収入済額が738万1,075円でございます。

2 款県支出金、予算現額895万2,000円に対しまして、収入済額が716万1,940円でございます。

3 款繰越金、予算現額69万5,000円に対しまして、収入済額が69万5,581円でございます。

4 款諸収入、予算現額2,000円に対しまして、収入済額はございません。

5 款繰入金、予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

合計いたしまして、予算現額2,027万8,000円に対しまして、収入済額が1,523万8,596円でございます。

続きまして、522、523ページをお開きください。

歳出についてでございます。

1 款総務費、予算現額2,022万8,000円に対しまして、支出済額が1,412万4,935円でございます。

2 款予備費、予算現額5万円に対しまして、支出済額はございません。

合計いたしまして、予算現額2,027万8,000円に対しまして、支出済額が1,412万4,935円となっております。

次の524ページをお開きください。

歳入合計額1,523万8,596円、歳出合計額1,412万4,935円、差し引きいたしまして、111万3,661円の黒字という決算になっているところでございます。

具体的な中身につきましては、次の事項別明細により御説明いたします。

526ページ、527ページをお開きください。

まず、歳入についてでございます。

1 款財産収入は、予算現額1,062万8,000円に対しまして、収入済額が738万1,075円でございます。

1 項1 目土地及び生産物売払い収入は、予算現額1,052万4,000円に対しまして、収入済額が727万7,563円でございます。こちらにつきましては、ヒノキ494本、杉857本、チップ材101.65トンの売払い収入でございます。

2 項1 目財産貸付収入、予算現額10万3,000円に対しまして、収入済額が10万3,500円でございます。こちらにつきましては、財産区有地の電柱敷地料の貸付収入でございます。

2 目利子及び配当金、予算現額1,000円に対しまして、収入済額は12円でございます。こちらにつきましては、積立金の利子でございます。

次に、2 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金でございます。予算現額は895万2,000円に対しまして、収入済額716万1,940円でございます。

内訳につきましては、県の補助金といたしまして576万2,880円、市からの補助金としまして96万6,600円、浮羽事業所の助成金で43万6,000円でございます。合計いたしまして、

716万1,940円でございます。

次に、3款繰越金は、予算現額69万5,000円に対しまして、収入済額が69万5,581円でございます。こちらにつきましては、前年度の繰越金でございます。

次に、4款諸収入につきましては、528ページ、529ページをお開きください。

1項1目預金利子、予算現額1,000円に対しまして、収入はございません。

2項1目雑入、予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

最後に、5款繰入金、予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

合計いたしまして、予算現額2,027万8,000円に対しまして、収入済額が1,523万8,596円となっているところでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

530ページ、531ページをお開きください。

1款総務費、予算現額2,022万8,000円に対しまして、支出済額が1,412万4,935円でございます。

1項1目一般管理費は、予算現額56万4,000円に対しまして、支出済額が45万7,445円でございます。

こちらの内訳でございますが、1節報酬費は、予算現額15万4,000円に対しまして、支出済額が7万7,000円でございます。こちらにつきましては、管理会委員の報酬でございます。

8節旅費、予算現額4万2,000円に対しまして、支出済額が3万2,260円でございます。こちらにつきましては、管理委員の費用弁償でございます。

9節交際費、予算現額1万円に対しまして、支出済額はございません。

10節需用費は、予算現額1万1,000円に対しまして、支出済額は1,185円でございます。こちらは管理会のお茶代でございます。

11節役務費は、予算現額、支出済額ともに5,000円でございます。こちらにつきましては、郵便料でございます。

27節繰出金につきましては、予算現額、支出済額ともに34万2,000円でございます。こちらにつきましては、当該財産区に係る事務を管財課職員が行っているため、事務費負担として一般会計に繰り出すものです。

1項2目財産管理費は、予算現額1,966万4,000円に対しまして、支出済額は1,366万7,490円でございます。

この内訳でございますが、10節需用費は、予算現額7,000円に対しまして、支出済額はございません。

12節委託料は1,446万5,000円に対しまして、支出済額897万5,490円でございます。これは、育林業務委託料でございます。育林業務のうち、下刈りの業務委託料といたしまして104万5,000円、切捨て間伐及び人工造林の委託料といたしまして788万2,090円を支出しております。また、育林業務等委託とは別に看守人業務といたしまして、4万8,400円の支払いをしているところでございます。

次に、育林事業施工箇所について御説明させていただきます。

追加資料の1ページをお開きください。

こちらにつきましては、御笠財産区令和3年度の造林事業の位置図でございます。竜岩自然の家から東側の赤い部分が財産区有地となっております。令和3年度は黄色で囲った部分が下刈り業務といたしまして4.63ヘクタール行っておるところでございます。緑色で囲った部分は主伐といたしまして2.02ヘクタール、青色で囲った部分は切捨て間伐で2.13ヘクタールを実施しているところでございます。

それでは、決算書のほうですけれども、530ページ、531ページにお戻りください。

14節工事請負費、予算現額50万円に対しまして、支出済額はございません。

24節積立金、予算現額、支出済額ともに469万2,000円でございます。

2款1項1目予備費、予算現額5万円に対しまして、支出済額はございません。

合計いたしまして、予算現額2,027万8,000円に対しまして、支出済額1,412万4,935円となっております。

次の534ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,523万9,000円、歳出総額1,412万5,000円、差し引きいたしまして111万4,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、そのまま実質収支額として111万4,000円となっております。

続きまして、決算認定資料の179ページをお開きください。

御笠財産区の財産に関する調書でございます。

御笠財産区が管理している山林、直営林でございますが、決算年度中の増減はなく、面積と前年度と変わらず65万4,692平方メートルでございます。

次に、180ページを御覧ください。

こちら積立金でございます。前年度末の積立金が1,260万966円ございましたが、令和

2年度出納閉鎖期間に679万6,951円、利息12円を積み立ていたしましたので、令和4年3月31日の積立金の残高は1,939万7,929円となっております。

次に、出資金でございます。福岡県広域森林組合の出資金といたしまして、前年度末現在高は208万6,000円となっております、決算年度中の増減はなく、令和3年度末の現在高は208万6,000円となっております。

以上をもちまして、決算の説明を終わらせていただきます。

なお、本決算につきましては、8月24日に開催いたしました御笠財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） ありがとうございます。永利課長はスムーズな進行に協力いただいていると思うんですけど、もう一度ゆっくり、立木売払い、ヒノキ等々ちょっと説明されたかと思うんです。ちょっとそこだけもう一回いいですかね。メモも取れなくて、すいません。

○管財課長（永利俊美君） 立木ですね。すいません。決算書の526ページ、527ページですね。

1項1目土地及び生産物の売払い収入につきましては、ヒノキ、こちらが494本、杉が857本、チップ材といたしまして101.65トンの売却をしているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） ありがとうございます。質疑のある方は挙手をお願いします。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今の売払い収入の、本数だけでなくって単価も言っていたらありがたかったかなと思っています。

それと、ここですね。財産売払い、当初予算から見て、また補正を235万2,000円やっていて、1,000万円超えていたんですね、現額が。でも、最終的には収入済みが727万7,563円になってしまったという、この辺の経過が分かれば。増減ですね。教えていただきたいなと思っています。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） まず、売上げの単価でございます。売上げの単価なんですけども、杉につきましては約1万2,500円、ヒノキにつきましては約2万8,700円、チップ材につきましては、約7,500円となっているところでございます。

もう一点ですね。当初予算との開きなんですけども、こちらの市場への売却ですね。こ

ちらが2月下旬ぐらいまでしておりましたので、ちょっと予算のほうに反映ができなかったということで、不用額として今残しておるといふ形を取らせていただいております。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） この山から取れる木を売るところで、だんだんだんだん財産区の価値がこの頃上がってきているような気がするんですね。1本当たりの単価も上がってきて。世界的に見ても木材の市場が高騰してきているという話で、その辺り、いつ売れば高く売れるのかというのを見計らいながら財産管理をされているのかなというので、木材市場とかの様子とか見ながら売っているのかな。それで、今回ちょっとこの間売らないで、もうちょっと持っとうかなという感じであったのかなと思ったんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 売却につきましては、市場価格もあるんですけども、そもそも売却する目的、こちら森林の保安、これがまず目的になっております。森林を保安するには森林計画というものを立てて、その年その年、売却する面積とか、本数とかを決めていっているんですけども、あと大きさですね。杉だったら、大体樹齢60年、ヒノキだったら樹齢50年以上のものを対象にして売っているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方、挙手をお願いします。

八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） 先ほど、ヒノキが2万8,700円と杉が1万2,500円とありましたが、それは立米当たりですよ。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 単価については、これは本です。1本当たりです。

○委員長（波多江祐介君） 八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） 1本当たりということは、大きいから小さいからいろいろあるじゃないですか。普通、木の単価というのは立米当たりで表されておと思うけど、1本当たりの単価というのはおかしいように思いますけど。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 立米当たりでした。私のほうで訂正させていただきます。申し訳ございません。立米当たりの単価となっております。

○委員長（波多江祐介君） 八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君）　そうですね。そうすると、さっき101.65トンというふうに言われたけど、あれも立米で出されるべきじゃないのかなど。

○委員長（波多江祐介君）　永利課長。

○管財課長（永利俊美君）　そちらはあくまでもチップ材になりますので、チップ材についてはトンでの売払いをしておりますので、そちらの単価はトンでの表記になっております。

○委員長（波多江祐介君）　八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君）　はい、分かりました。

それと立木売払い料が727万7,563円か、これに対しての説明があったかもしれませんが、これに係る経費は幾らかかったんですかね。要は売ってもうかったのか、損したのか、その辺をはっきりしていただきたいです。

○委員長（波多江祐介君）　永利課長。

○管財課長（永利俊美君）　こちらが実際の売上額が1,255万8,024円でした。そこから、先ほど言われた市場用の経費、伐採とか、搬出とか、市場の手数料とかを引きますと、528万461円かかっております。それを差し引いた金額が727万7,563円となっているところでございます。

○委員長（波多江祐介君）　ほかに質疑の方。

ちょっと私から。

八尋副委員長の回答にちょっと確認なんですけど、これまでも例えば、立木の売払いについては立米だったんですか。単価が本ではなくて立米だったんですか。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君）　そうです、立米です。

○委員長（波多江祐介君）　しばらく休憩します。

---

休憩　午前11時40分

再開　午前11時45分

---

○委員長（波多江祐介君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど回答の中に、「立米」また「本」という表現がありましたけど、単位も含めて、今後、売払いがあった後には、私たちも分かりやすい、面積なり、本数なり、数値が分か

るような資料をお願いしたいと思います。

ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。認定第10号について討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第10号、筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第11号、令和3年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、認定第11号、令和3年度平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算書の内容につきまして御説明させていただきます。

決算書の536ページ、537ページをお開きください。

まず、歳入についてでございます。

1 款財産収入、予算現額1,420万5,000円に対しまして、収入済額が1,285万2,330円でございます。

2 款県支出金、予算現額1,267万1,000円に対しまして、収入済額が1,236万9,620円でございます。

3 款繰入金、予算現額188万8,000円に対しまして、収入済額はございません。

4 款繰越金、予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

5 款諸収入、予算現額2,000円に対しまして、収入済額はございません。

合計いたしまして、予算現額2,876万7,000円に対しまして、収入済額が2,522万1,950円でございます。

続きまして、歳出についてでございます。

538ページ、539ページをお開きください。

1 款総務費、予算現額2,826万2,000円に対しまして、支出済額が2,039万7,066円でございます。

2 款積立金、予算現額、収入済額ともに5,000円でございます。

3 款予備費、予算現額50万円に対しまして、支出済額はございません。

合計いたしまして、予算現額2,876万7,000円に対しまして、支出済額は2,040万2,066円でございます。

次の540ページをお開きください。

歳入合計額です。

2,522万1,950円に対しまして、歳出合計額2,040万2,066円となっており、差し引きまして、481万9,884円という黒字という決算になっております。

それでは、具体的な内容につきましては、次の事項別明細により御説明を申し上げます。

542ページ、543ページをお開きください。

歳入についてでございます。

1 款財産収入、予算現額1,420万5,000円に対しまして、収入済額は1,285万2,330円でございます。

1 項 1 目生産物売払収入、予算現額1,352万9,000円に対しまして、収入済額が1,217万3,798円でございます。こちらにつきましては、スギが1,605本、ヒノキが1,876本の売払収入でございます。

2 目土地売払収入につきましては、予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

続きまして、2 項財産運用収入、予算現額67万5,000円に対しまして、収入済額67万8,532円でございます。

まず、2 項 1 目財産貸付収入は、予算現額67万円に対しまして、収入済額67万8,496円でございます。こちらにつきましては、財産区有地内の電柱敷地の貸付収入でございます。

次の2 目利子及び配当金でございます。予算現額4,000円に対しまして、収入済額は36円でございます。こちらにつきましては、積立金の利息でございます。

次の3 目分収金です。予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

次に、2 款県支出金でございます。

1 項県補助金、及び1 目造林補助金ともに、予算現額1,267万1,000円に対しまして、収入済額が1,236万9,620円でございます。こちらにつきましては、利用間伐事業等を行ったことに対する補助金でございます。

続きまして、3 款繰入金ですが、予算現額188万8,000円に対しまして、収入はございませんでした。

決算書の544ページ、545ページをお開きください。

4 款繰越金です。予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

5 款諸収入です。予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

合計いたしまして、予算現額2,876万7,000円に対しまして、収入済額が2,522万1,950円となっております。

続きまして、546ページ、547ページをお開きください。

歳出についてでございます。

まず、1 款総務費、予算現額2,826万2,000円対しまして、支出済額が2,039万7,066円でございます。

1 項1 目一般管理費138万2,000円の予算に対しまして、支出済額が112万5,011円でございます。

こちらの内訳でございますが、1 節報酬、予算現額15万4,000円に対しまして、支出済額が7 万7,000円でございます。こちらにつきましては、管理会委員の報酬でございます。

3 節職員手当等につきましては、予算現額7 万5,000円に対しまして、支出済額は3,826 円でございます。こちらにつきましては、財産区担当職員の時間外勤務手当でございます。

8 節旅費、予算現額7 万9,000円対しまして、支出済額が2 万1,000円でございます。こちらにつきましては、管理会委員の費用弁償でございます。

9 節交際費、予算現額2 万円に対しまして、支出済額はございません。

10 節需用費、予算現額3 万6,000円に対しまして、支出済額1,185円でございます。これは管理会のお茶代となっております。

11 節役務費、予算現額、支出済額ともに1 万2,000円でございます。こちらにつきましては、郵便料となっております。

27 節繰出金、予算現額、支出済額とも101万円でございます。こちらにつきましては、当該財産区に係る事務を管財課職員が行っているための事務費負担として一般会計に繰り出すものでございます。

次に、2目財産管理費、予算現額2,658万5,000円に対しまして、支出済額が1,897万7,055円でございます。

こちらの内訳でございますが、10節需用費、予算現額4万9,000円に対しまして、支出済額は5,960円でございます。こちらにつきましては、作業服の購入費となっております。

11節役務費、予算現額1,000円に対しまして、支出はございません。

次に、12節委託料、予算現額2,553万3,000円に対しまして、支出済額1,897万1,095円でございます。こちらにつきましては、育林事業の委託料でございます。育林事業のうち、下刈りの業務委託料といたしまして、285万5,000円。利用間伐委託料といたしまして、1,624万1,995円を支出しております。また、育林業務委託とは別に、看守人業務といたしまして、14万4,100円の支払いをしているところでございます。

次に、追加資料の説明をさせていただきます。別紙の追加資料、2ページをお開きください。

こちらが平等寺山財産区の育林事業の位置図でございます。赤い部分が平等寺山財産区の区域でございます。区域図の左側、こちら大博多カントリークラブの横、緑色で囲った部分を利用間伐、13.82ヘクタールを行っております。次に、区域位置図の中にオレンジ色の線がございます。この線が作業道の草刈り、3万1,341平方メートルと、作業道のしゅんせつといたしまして、1万447メートルを行っております。

それでは、決算書の546ページ、547ページにお戻りください。

14節工事請負費でございます。予算現額100万円に対しまして、支出済額はございません。

15節原材料費、予算現額1,000円に対しまして、支出済額はございません。

18節負担金、補助金及び交付金、予算現額1,000円に対しまして、支出済額はございません。

548ページ、549ページを御覧ください。

3目林道費でございます。

林道費、18節負担金、補助金及び交付金、予算現額、支出済額ともに、29万5,000円でございます。こちらの内訳につきましては、九千部道路の管理会への負担金でございます。

2款積立金、予算現額5,000円に対しまして、支出済額は5,000円でございます。

3款1項1目予備費、予算現額50万円に対しまして、支出済額はございません。

合計いたしまして、予算現額2,876万7,000円に対しまして、支出済額2,040万2,066円と

なっております。

次に、550ページをお開きください。

実質収支に関する調書ということで、歳入総額2,522万2,000円、歳出総額2,040万2,000円、差引きいたしまして、482万円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、そのまま、実質収支額も482万円となっております。

続きまして、決算認定資料の181ページをお開きください。財産に関する調書でございます。

令和3年度末の直営林及び分収林につきましては、決算年度中の増減はなく、直営林202万5,349平方メートル、分収林20万8,252平方メートル、平等寺山財産区が那珂川市内に所有している直営林1万8,560平方メートル、分収林59万5,657平方メートル、合計284万7,818平方メートルとなっております。

続きまして、182ページをお開きください。

積立金でございます。前年度末の積立金が6,042万3,874円でしたが、令和2年度の出納閉鎖期間に87万5,338円を取崩しを行っております。そして、利息36円を積立いたしましたので、令和4年3月31日現在の現在高といたしましては、5,954万8,572円となっております。

次の出資金でございます。福岡県広域森林組合の出資金といたしまして、決算年度中の増減はなく、令和3年度現在高は前年度末現在高と変わらず、1,000万円となっております。

以上をもちまして、決算の説明を終わらせていただきます。

なお、本決算につきましては、8月23日に開催いたしました平等寺山財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審査の上、認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第11号について討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。認定第11号、令和3年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出の件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

追加で職員の方が入りますので、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午後0時01分

再開 午後0時02分  
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

皆様にお諮りいたします。一般の市民の方より2名の傍聴の申出がっておりますので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。

しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午後0時02分

再開 午後0時02分  
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、陳情・要望等第12号、市有地払い下げに関する陳情の件を議題といたします。

本件に関しましては、維持管理課も関連課として出席をしております。

まず、維持管理課長、また、出席の職員の方の御紹介をお願いいたします。

○維持管理課長（菊武秀明君） お疲れさまです。維持管理課長の菊武と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○維持管理課長補佐（山内和彦君） 同じく、維持管理課管理係長をしております山内と申します。よろしく願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、内容を確認したいと思います。陳情書は皆様既に

熟読いただいていると思いますので、事務局には簡潔に朗読をお願いしたいと思います。

それでは、事務局、お願いします。

○議会事務局主任（松崎直子君） 陳情・要望等第12号、市有地払い下げに関する陳情。

1、要旨。

本来、道路であった下記の土地を筑紫野市（当時、筑紫野町）が地主から寄贈されたとして道路を廃止し、市有地（当時、町有地）に移転、登記したことにより、隣接する334-9（所有者満嶋）は、建築基準法の公道への接道部を奪われ、不法建築状態になり、新築や建て替えもできず、土地の売却にも支障を来しています。

したがって、これを解消するための交渉を長年、筑紫野市としてきましたが、対応してくれず、県の建築指導課が提案してくれた解決策の市有地の払下げの申請も、隣接者の同意がないことを理由に、市には責任がないとして対応してくれないため、下記の市有地の払下げに市議会のお力添えをいただきたく、陳情いたします。

所在地、筑紫野市二日市北4丁目334-10、地積及び地目、46.92平方メートル、宅地。

2、理由。

- 1、公道への接道部を確保し、不法建築状態を解消するため。
- 2、市有地の払下げが唯一の解決策であるため。
- 3、334-9の建築許可は、市有地が道路として認可されていたため。
- 4、筑紫野市が一方向的に道路を廃止したにもかかわらず、対応してくれないため。
- 5、市有地は市有財産価値もなく、払下げても問題ないものと思われるため。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 次に、本陳情内容に関して執行部からも説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、公有財産の払下げの手續につきまして、事務手續を御説明させていただきたいと思っております。

まず、公共用の財産の用途廃止による払下げについてでございます。公共の財産の中で、道路や水路としての用途の機能を失っており、将来にわたっても公共の用に供する必要がない場合には、道路等の用途を廃止して、その後に払下げをすることとなっております。

用途廃止と払下げに必要な事項でございます。用途廃止対象地の隣接土地所有者で、自己の土地の一体利用を図るための払下げをまず前提とする用途廃止であること。用途廃止

対象地の境界が確定していること。官地と民地の境界が決まってない場合は、用途廃止申請の前に境界の確定が必要でございます。あと、トラブル防止のために隣接する土地の所有者の同意や利害関係者の同意が必要となります。利害関係者というのは、地元の区長とか、その他の利害関係者の同意となっております。

これらの必要な事項をクリアした上での、実際の手続の説明をさせていただきます。手続の流れでございます。

まず、事前相談でございます。用途廃止については、維持管理課へ事前相談を行うこととなっております。事前相談を受けて、維持管理課にて用途廃止が可能かどうか、現地確認等を行っておるところでございます。

次に、境界立会い申請。こちらは先ほど御説明したように、境界が確定してない場合は境界確定が必要になります。用途廃止対象地の境界確認、測量がなされてない場合は立会いをして、境界を確定させていただくこととなります。

それらをクリアした上で、用途廃止の申請と。

その用途廃止申請を受理後、維持管理課にて用途廃止の可否を決定しておるところでございます。

それを受けて、用途廃止後は、維持管理課より普通財産として引き継ぐものとなっております。引き継いだ後に払下げの申請と。申請書を受理後、管財課にて土地の売買契約だったり、土地の所有権移転、そういった事務手続を行って、払下げの手続を行っておるところでございます。

私のほうからは以上です。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けましたが、ここで一旦休憩を取らせていただきますと思います。

————— . ————— . —————  
休憩 午後 0 時 08 分

再開 午後 0 時 08 分  
————— . ————— . —————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま事務局から朗読、また、執行部から説明を受けております。皆様方から御意見等ある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ゆっくり話していただいたんですけど、先ほど管財課の手続、もう一度繰り返していただいて、そのどこが今の状況に引っかかっているのかというのを解説していただけたらと思います。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 手続の流れを改めて御説明を申し上げます。

払下げの手続におきましては、まず、用途廃止の手続が必要になってきます。用途廃止につきましては、維持管理課へまず事前相談をしていただきます。事前相談を受けて、維持管理課にて、その用途の廃止が可能かどうかを現地確認等で行います。その際に、用途廃止対象地の境界確認、測量がなされていない場合は、境界の立会いを行って、境界を確定します。

その後、それらをクリアした場合に用途廃止申請を提出していただきまして、それを受理後、維持管理課の中で用途廃止の可否を決定していきます。

用途廃止後は、維持管理課より普通財産として管財課のほうに引継ぎが行われます。

引継ぎ後は、払下げ申請を受理しましたら、管財課にて土地の売買契約であったり、所有権の移転等を行っておるところでございます。

現時点では、陳情されている状態でいくと、恐らく今、用途廃止に向けての手続など、一番最初の段階だと思います。

私からの説明は終わります。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 最初の図面の、資料3の上段の資料から見ると、ここは市道のために、左側のここに車が写っている、ここの出入りが、市道を使っているから駄目だということと、それと、ここは市道に面しているところが不法建築物というのは、何で不法建築物になっているのか、ちょっとその辺を説明してくれませんか。

○委員長（波多江祐介君） 課長、お願いします。

○維持管理課長（菊武秀明君） どういうふうな状態で不法建築物になっているかという御質問ですよね。それにつきまして、建築基準法によって接道要件というのがございまして、陳情書の資料の4を見ていただきましたら、対象になる土地が、市有地（334-10）という土地がございまして、この10という土地は、丸Aと丸Bを足した土地がこの市有地でございまして、建築基準法上の接道の要件が、Bの右下になります道路旧334-10というところ、これは市道認定していますので、ここまでが基準法上の建築確認に必要な要件の道

路となっていて、その間に、334-9と旧334-10の間に、基準法上の道路でない法定外の道路としての市有地が挟まっていることから、334-9については不法建築状態であるという陳情の内容になっております。

しかしながら、建築指導課の解決案と書いてありますBの三角の小さいところについては、建築指導課のほうの2項道路という取扱いの見直しが行われていることから、私どもの見解としては、334-9につきましては建築可能の土地であるんじゃないかなと思われま

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） ピンクで334-10の一番手前側の、ここがやっぱり市有地だから、市有地を通過して満嶋さんのところに入らなきゃいけない形になってきとるんよね。このときの建築確認なんかときの許可関係はどうなっていたんですか。

○委員長（波多江祐介君） 菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 当時の建築許可ですかね。それにつきましては私どもでちょっと分かりかねるところでございまして、建築許可の関係は、福岡県的那珂県土整備事務所にあります建築指導課のほうで許可されますので、そういった要件についてはちょっと確認ができておりません。当時の分ですね。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 隣接者の同意というのが必要な理由というか、これ、多分、囲繞地というか、袋地、囲まれていて、今車がとまっているところと隣のところがありますよね。これ、払下げても、市有地になったとしても、通行権自体はその隣接者の方に発生するんじゃないんですかね、民法上。違うんですか。通行権が、市道になったとしても、これは生じるというような気もするんですけど、これ、顧問の弁護士の先生に確認とかされたんですかね。

○委員長（波多江祐介君） 菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 先ほど言われました通行権につきましては、市民でお話しいただければ解決できるものじゃないかなと思います。

それと、用途廃止についての隣接者の同意というのは、この市有地は公の土地でござい

ます。市有地でございまして。その中で、一定の方だけの意見を聞いて払下げをするということは後々のトラブルになる可能性もありますので、そういった利害関係者の方には必ず同意いただいて、そして、許可をするようにはしております。

この隣の334-22の方というのは、市道のほうでの、要は、前面道路という取扱いというところの場所については、車がとまっているところの延長線上のところになっておりまして、そこら辺が個人さん同士での同意がとれるかどうかというところで、我々はそこで判断をさせていただくことになります。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） この市有地自体の払下げの際の価値というのは、評価額で言うと、どれぐらいの金額になるんですか。

あと、例えば隣接者の方と、土地によっては、こういう細い道で奥に土地がある場合は、この隣接の方たちで共有になっているところとかも結構あると思うんですけど、だったら確かに共有の方がその持分だけお金払わないといけないような感じなんですけど、そもそもここの価値ってどれぐらいなんですか。評価額ベースで。

○委員長（波多江祐介君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 私有地の334-10については、まだ私どものほうで評価額を取っていませんので、現段階で幾らというのは把握していません。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 先ほど、もう一度説明をといって繰り返していただいた結果、現状はこの段階だと言われたのが用途廃止の事前相談のところだと言われて、でも、現実には、困っていらっしゃる方のことと言えば、随分話がいろいろ繰り返し、市のほうに要請されたことがあるのに、なぜ市の認識としては事前相談の用途廃止のところだと。用途廃止のところでは何が問題なのかということがちょっとよく分からない。なぜ今、用途廃止するために、市として引っかかっているところがあるのか、説明していただけたらと思います。

○委員長（波多江祐介君） 菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 用途廃止の段階で、御相談があった段階で、先ほども言いましたように、最低でも隣接者、利害関係者の同意が必ず必要になります。それが取得できてない状況でありますので、申請者の受付もお断りしている状況でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかによろしいでしょうか。

私からちょっと質問ですけど、この件に限らず、私も身近に感じるころがあつて、やっぱり建築に当たっては県のほうで基準を定めて、建築基準法が変わる中で、当初は家が

建てられて、その後にこの件みたいに、消防法の関係で、多分、間口の幅が変わったとか、接する道路の幅の基準が変わったりとかという場合で、いずれにしてもそこで住まわれたり、いろんな改善が行われる。そういったケースって結構相談、申請とか同意されて、出せること多いと思うんですけども、何件ではなくても、全体的にそういった、このような払下げ問わず、建築法の見直しによってこういった手続が市内でも結構多く上がってくるような、ケースでなくて、皆さんのところに御相談されるのはどのぐらいの感じですか。年間でもそんなに、もう本当にまれなケースなのか。やっぱりいろんな行政区からもばちばち上がってきて、それぞれ対応されている、申請の方がという肌感なんですか。

菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 用途廃止の御相談につきましては維持管理課のほうで承っておりますけれども、建築確認に伴います御相談というのが、すいません、都市計画のほうで相談を承っている件もありまして、詳細な件数とかをちょっと私も把握しておりませんが、用途廃止の目的が建築に伴います相談というのは年に数件あります。そんなに多い件数ではございません。

○委員長（波多江祐介君） 分かりました。

ほかに質疑のある方。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） これは市としては、この陳情者の方と隣接者の方が直接交渉して、例えばさっき言った通行権だったり、共有にするとか、そういった同意。実際に隣の方はこの市有地を使っているわけですから、そういうことについては当事者間で話し合いか、無理だったら、弁護士立てるなりして、何かこう、隣接者の人なり市とかと話してくださいという、そういう民間同士で、個人同士で対応してくださいという回答だったということですかね。

○委員長（波多江祐介君） 菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） そのように考えております。

○委員長（波多江祐介君） 皆さんからも御質問、御意見を賜ったところでございます。

皆様にお諮りをいたします。陳情・要望等第12号につきまして、これをもって周知することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。

以上をもちまして、陳情・要望等第12号の件を終わります。

しばらく休憩いたします。開始を13時10分としたいと思います。よろしくお願いいたします。

---

休憩 午後0時24分

再開 午後1時10分

---

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午後の審査日程に入ります前に、午前中の審査で、認定第3号につきまして、執行部から一部訂正をしたいというお話がありました。それを受けたいと思いますので、お名前を述べられて内容の説明をお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） お疲れさまでございます。総務部の宗貞でございます。午前中に御審議いただきました筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計の答弁内容に一部訂正したい部分がございますので、御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げますとともに、説明の機会をいただければと思っております。

出席職員でございますが、人権政策・男女共同参画課の課長の谷、そして係長の前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは説明をお願いいたします。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 人権政策・男女共同参画課長の谷でございます。すみません。貴重なお時間を取っていただき、誠に申し訳ございません。

修正したい内容というのは、段下委員から、この事業に抵当権の設定を行っていますかという質問に対して、今、残っている償還者のうち、不動産を所有している方全て、抵当権を設定していると回答しておりましたけれども、正しくは、令和3年度末現在の13人の償還者のうち、不動産を所有している方が10名いますが、そのうち5名の人に抵当権を設定し、残りの5人は未設定となっていますということでございます。

訂正しておわびします。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長（波多江祐介君） 質問された段下委員、よろしいですか。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） それは設定しなくて大丈夫ですか。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） この事業そのものの事業スキームとして、国のほうが要綱をつくっているんですけども、ここに抵当権の設定というのが条件に付されていないで、全国的に抵当権を設定していない自治体も多いところなんですけど、筑紫野市においては、平成8年度で事業を終了した後に個別にお願いをいたしまして、同意いただけた方に抵当権を設定しています。後からはなかなか法的に設定というのは難しいところがありまして、未設定の方が5名いるというのが実情でございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 分かりました。では、これで終わりにしたいと思います。

入替えのため、休憩いたします。

---

休憩 午後1時12分

再開 午後1時13分

---

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、説明のために来られてます職員の御紹介も併せてお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 引き続きまして、総務部総務課のほうから議案第36号、第39号、第37号の説明を差し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

総務課、課長の平嶋でございます。また、平嶋につきましては選挙管理委員会事務局長を兼ねていることを申し添えておきます。

○総務課長（平嶋顕治君） 平嶋です。よろしく申し上げます。

○総務部長（宗貞繁昭君） 総務課総務担当係長の市川でございます。

○総務担当係長（市川勝也君） 市川です。よろしく申し上げます。

○総務部長（宗貞繁昭君） 市川につきましても、選挙管理委員会事務局の事務局員を兼ねていることを申し添えいたします。

そして最後に、総務課法務担当係長の安藤でございます。

○法務担当係長（安藤高宏君） 安藤です。よろしく申し上げます。

○総務部長（宗貞繁昭君） よろしく申し上げます。

○委員長（波多江祐介君） 皆様にお諮りいたします。

議案第36号、筑紫野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定の件及び議案第39号、筑紫野市手数料条例等の一部を改正する条例の制定の件は関連がありますので一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。それでは、議案第36号及び議案第39号を一括して議題といたします。

これらの件について執行部から説明をお願いいたします。

平嶋課長。

○総務課長（平嶋顕治君） 議案第36号、第39号を一括して説明させていただきます。

まず、議案第36号、筑紫野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございますが、議案書の24ページ、補足説明書の5ページ、あと総務市民委員会の資料を開きいただければと思います。主に総務市民常任委員会資料によって説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） はい、申し上げます。

○総務課長（平嶋顕治君） 個人情報の保護に関する法律、個人情報保護法が改正されて、令和5年4月1日より適用範囲が地方公共団体に拡充されることとなります。今までは、国、独立行政法人等や民間に対して個人情報保護法が適用され、地方公共団体においては独自の個人情報保護条例により運用をやっていました。今回、個人情報保護法の改正に基づき、新たな筑紫野市個人情報保護に関する法律施行条例の制定を行うものでございます。

新条例の制定に伴い、現行の個人情報保護条例については廃止させていただきます。

条例の内容としましては、まず実施機関として、資料にありますように、市長、教育委員会、選挙管理委員会等がありますが、この中には議会は含めません。個人情報保護法の中で、国会は個人情報保護法の対象になっておらず、それに合わせて、改正された個人情報保護法では地方議会を適用除外としていることから、議会についてはこの法律施行条例から外れることとなります。今後、議会独自の個人情報保護条例をつくられるかについては、議会として判断されることとなります。

次に、表にあります内容でございますが、開示決定等の期限から罰則規定まで内容等の変更はございません。個人情報保護法では、開示決定等の期限が請求日から30日以内、新条例では請求日から14日以内と、法律より短い期間でつくっています。理由としては、現

行の市個人情報保護条例のほうが短い期限となっておりますので、現行の条例と同じ期限で規定しているためでございます。

次に、この条例の制定に伴う旧条例等との主な変更点は、現行の市個人情報保護条例は市で個人情報の取扱いそのものを定めたものに対し、新たな条例は、個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定めたものになります。そのため、新たな条例において規定できる規定は限られたものとなり、相違する点として実施機関に議会は含まれないということでございます。

次に、議案第39号、筑紫野市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案書の39ページ、補足説明書の21ページ、先ほど説明した総務市民常任委員会資料の下段のほうででございます。資料の下段で②の部分、引用する文言、新条例との整合を図るため関係例規を一部改正するものということです。

条例改正については3件ありまして、一つは筑紫野市手数料条例、二つ目が筑紫野市情報公開条例、三つ目が筑紫野市立障害者通所施設の設置及び管理に関する条例でございますが、現行の市個人情報保護条例が廃止されることに伴い、現行の条例を引用しているものを変更するものでございます。

また、1番の筑紫野市手数料条例の開示請求の手数料について、今までも無料でしたが、現行の市個人情報保護条例において無料とする旨を規定しているため、現行条例の廃止に伴い、手数料条例において無料とする規定の追加を行っております。

次に、2番の筑紫野市情報公開条例につきましては、情報公開審査会委員の委嘱及び運用状況について、議会に報告する規定を削除しています。これについては、個人情報保護法に議会の報告を必要とする旨の規定がないため、情報公開条例についても同様の取扱いをするものですが、運用状況の公表については年1回一般に公表するとなっておりますので、規定ではありませんが資料を提供することは可能でございます。

説明については以上でございます。以上2議案、よろしく御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、まず議案第36号について質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　26ページの第8条、開示決定の期限の特例のところ、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことによりという、4行

目ですね、相当の部分につき当該期間内に開示決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内にと、「相当」という言葉が2回使われていますが、これは法律用語なのか、この相当というのはどれぐらいの期間を想定すればいいのかということをお聞きします。いかがでしょう。

○委員長（波多江祐介君） 議案書の26ページですね。安藤係長。

○法務担当係長（安藤高宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

26ページの相当期間内というところなんですけど、こちらにつきましては法律にも同様の規定がございまして、個人情報の保護に関する法律の第84条に同様の規定がありまして、今回、市の条例で定めるものにつきましては、法律では60日以内となっておりますけれども、現行条例が30日以内になっていることから、現行条例に合わせまして30日以内とさせていただきます。

相当の期間についてですけれども、できるだけ早くという考え方は変わらないんですけれども、その文書の量ですとか内容に応じて期間が変わるため、一概に何日ということはちょっと申し上げにくいんですけれども、できるだけ早く開示をしていくということとは変わりませんので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 法律の規定で、そういうふうな名前を使っているということで、同じように相当の部分と相当の期間内ということでした。運用の面でできるだけ早くというのは、今はそうかも分からないけれども、結局のところ、この相当の部分と相当の期間内ということは、曖昧なまま運用されていくということには変わらないんだろうなと思うんですね。今は確かにできるだけ早くお出ししますということをお答えいただいたとしても、これはどこかにはっきりと、請求する側からすれば、もうちょっと分かりやすく規定することはできないのかなと。

○委員長（波多江祐介君） 平嶋課長。

○総務課長（平嶋顕治君） 開示の審査請求につきましては、審査請求をされる方についても私どものほうで、どういった内容で欲しいのかという話にはなるんですが、その中でどうしても、自分の個人情報について過去に遡ってどれだけのものが欲しいとかいうので、期間も量もありますので、その辺を話し合いながら、その担当課とも話しながら、通常より時間が要しますよとかそういう話を密にしながらしていきます。いきなり、相当の期間

かかりますのでしばらくお待ちくださいではなくて、内容を詰めて、できるだけ絞った形で、開示を速やかにできるような形で努力をさせていただいている感じでございます。

○委員長（波多江祐介君） あわせてですけど、法の定める期間30日か60日以内だったら間違いなくて、そこはその当事者の方と話す中で、早く出せるという、法に定める基準を前提においた相当という意味ですね。

平嶋課長。

○総務課長（平嶋顕治君） 開示決定の期限の特例になりますので、うちのほうで言えば、請求から14日とか30日とか書いてあるんですけど、それよりも法は長いのですが、できるだけそれよりも短い期間でという努力はしますが、その内容によってどうしても長くかかる可能性はありますので、そこら辺はまた請求された方とお話をしながら決定していくという形になります。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 開示されるかどうかというのは非常に大事なところで、これの運用のところで、例えばホームページに掲載されたとして、できるだけ開示しますよというところで今、説明があった、過去に遡るので時間がかかりますとか何かそういうことを書いてあったほうがいいのかなと。運用のところで市の姿勢みたいなのが分かるようにしていただければいいのかなと思うんですけども。結構これってグレーだと。グレーなものであったらグレーなままで進んでいくのかなという、懸念として。運用のところで市の姿勢を。今の担当職員の方は、出すことを前提に努力いたしますが、それでもなお遅れるときには御相談させていただきたいという旨のお答えだと思うんですが、そういうことが行政の姿勢として分かるような書き方みたいなものが、条例ではなくて運用のところで書けるような形だったらいいのかなと思ってるんですね。ちょっと難しいかな。

○委員長（波多江祐介君） 宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 先ほど御説明させましたけども、基本的にはこれは個人情報保護に関する法の施行条例という形で、国に準じて行いたいというのがまず大前提でございます。

それから第7条のほうに、そもそも開示請求があれば、まずは14日以内、ここを目指して当然開示するような手続を取っていくと。それで14日でもどうしても駄目なときは、第2項のほうに16日以内に限り延ばすことができるよと。それでもさらに何らかの理由で出せないとか期間が必要だという場合に限って、第8条の規定が適用されます。

ですから、私たちとしてはまずは14日以内、最大限延ばしてもさらに16日間という中で処理をしていくことが基本だろうと思っています。ですから、予期せぬ事態でどうしてもできないというケースを考えて、この第8条があるのではないかなと思っていますので、執行部としてはまずは第7条の規定を一義的に守っていくという取組をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員（辻本美恵子君） はい、分かりました。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 次に議案第39号について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 41ページの第44条中「、議会に報告するとともに」を削るところで、今日頂いた資料の中で、運用状況の報告について議会に報告する規定を削除しますが、そのときに説明することもありますみたいな説明だったと思います。そのところちょっと、大体なぜ「、議会に報告するとともに」を削るのかということと、さっき言われた、これは運用上、報告してもいいみたいな話があるのかというのをちょっともう一度詳しく説明いただきたい。

○委員長（波多江祐介君） 平嶋課長。

○総務課長（平嶋顕治君） 報告義務というのが、まず個人情報保護に関する法律ということで、議会は除外するというふうに最初にお話ししたと思います。その中で、今までは、うちのほうの情報公開条例等々についても、議会のほうに委員の委嘱についても報告しますよ、それから運用状況についても報告しますよということで、議会に報告するとともに一般にも公開しますとしてたのですが、そもそも議会についても、一般に公開するので、そこから委員さんに誰がなりましたというのも除きます、それから報告書も除きます、ただ、議会についてそれを出さないということではなくて、一般にも公開するので、議会のほうでその資料が欲しいということであれば当然提供もしますし、今までと何ら変わりはないですよということをお話をさせていただいたところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 国の法律の個人情報の保護に関する法律というのが、議会を対

象にしないということと、もともと、それを議会が自律的に条例をつくれればいい、この間から検討するという話で素案もいただいているのですが、そのことと、もともと載っている個人情報の保護に関するという筑紫野市個人情報保護法の中で言っている議会に報告するということとは、同じ議会という名前は出てても、ものが違うと思うんですね。なぜ議会に報告しなくてもいいよになるのかというのが、単に法律の中で、議会に報告する義務がなくなったからということではなくて、この施行条例は確かに国の法律の施行条例なんだけれども、筑紫野市が自律的にこの条例をつくるのであれば、議会に報告するとともにを削除するという意味が、それほど必要でないのではないかな。おまけに、一般に公開するので議会にも説明しますということであれば、議会に報告するとともにというのはあっても別におかしくはない。そこであえて議会に報告するとともにというのを削除するという意味がちょっとよく分からない。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩します。

————— ・ ————— ・ —————  
休憩 午後 1 時33分

再開 午後 1 時46分  
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 今回の条例の改正で、情報公開審査会委員の委嘱あるいは条例の運用状況について議会に報告するという条文を削除しておりますけれども、仮にこれ削除になったとしても、今後、運用状況については毎年議会のほうに報告したいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。よろしくをお願いします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、質問を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第36号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第36号、筑紫野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決めます。

ただいまから討論を行います。議案第39号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第39号、筑紫野市手数料条例等の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、入替えなしで、議案第37号、筑紫野市議会議員及び筑紫野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明をお願いいたします。

平嶋選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（平嶋頭治君） 議案第37号、筑紫野市議会議員及び筑紫野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の32ページ、補足説明書の6ページ、それから総務常任委員会資料の2枚目をお開きください。主に委員会資料によって説明をさせていただきます。

まず、公職選挙法施行令の改正により、最近の物価の変動等を踏まえ公職選挙法施行令に規定する選挙運動に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴う単価の改正でございます。

改正案としましては、現行のハイヤー、自動車借入、燃料供給、運転手雇用、ポスター作成などの単価を改正案の単価に引き上げるものでございます。

次に、現在、市長選挙、市議会議員選挙においては、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充することを目的として、選挙運動のためのビラを配布することが認められています。あわせて、それを条例で定めることにより、その費用を公費で負担することができることとなります。現在、本市は市長選挙と市議会議員選挙のビラについては公費負担

を行っておりませんが、全国的に公費負担を行う市町村が増えてきたため、今回条例で定め、公費負担できるようにするものでございます。ビラ1枚当たり7円73銭の公費負担が可能となり、市長選挙で1万6,000枚、市議会議員選挙で4,000枚までの負担が可能となります。

説明は以上でございます。よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方、挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） この議案については、選挙管理委員会でも審議というのはあったんですね。どういうふうに。

○委員長（波多江祐介君） この内容について、選挙管理委員会でも。

平嶋選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（平嶋顕治君） この内容につきましても、筑紫野市選挙管理委員会のほうで公費負担について、まず物価変動のための負担が増になりますよという話と、それから先ほどのビラのほうも負担をしてよろしいかということで、選挙管理委員会の中で話をしてもらって、これは了ということで、上げてもらって大丈夫ですということで、了解を得てから議案として上げさせてもらっております。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） では、質疑を打ち切ります。

それでは討論を行います。議案第37号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第37号、筑紫野市議会議員及び筑紫野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

職員の方の入替えのため、休憩いたします。

休憩 午後 1 時52分

再開 午後 1 時53分

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

職員の方が入れ替わっておりますので、紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 引き続きまして、財政課から、議案第44号、一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げたいと思います。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

出席職員の紹介を申し上げます。

財政課長の鶴川でございます。

○財政課長（鶴川和宜君） 鶴川と申します。よろしくをお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政課財政担当係長の尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願ひします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政担当の伊龍でございます。

○財政担当主任（伊龍志保美君） 伊龍と申します。よろしくをお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、議案第44号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） それでは、議案第44号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条の歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億505万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ352億1,691万5,000円とすることとしております。

併せまして、第2条で債務負担行為、第3条で地方債の補正を行っております。

補正予算の内容につきましては、提案内容補足説明書に沿って御説明をさせていただきます。

ます。提案内容補足説明書の32ページをお開きいただきたいと思います。中ほどに歳出予算補正の主な内容ということで記載をさせていただいておりますが、今回補正をいたしません主な事業内容について御説明をいたします。

まず、基金積立事業についてでございます。内容としましては、公共施設等整備基金へ7億2,506万8,000円、創生振興基金へ2億8,470万6,000円を積み立てることとしております。まず公共施設等整備基金につきましては、地方財政法第7条第1項の規定に基づきまして、令和3年度決算剰余金の2分の1を積み立てるものでございます。次に、創生振興基金につきましては、令和3年度に寄附をしていただきましたふるさと応援寄附金を積み立てるものでございます。

次に、自宅療養者食料物資支援事業でございます。この事業は新型コロナウイルス関連予算でございますが、新型コロナの感染拡大に伴い、自宅で療養されている市民からの支援の申出が急増しているため、食料品や日用品を購入する予算を増額するものでございます。補正額は1,000万円としておりますが、約1,200世帯分を今回増額したいと考えているところでございます。

次に、保育所等給食支援費補助事業でございます。この事業も新型コロナウイルス関連予算でございます。内容としましては、物価高騰対策として、私立保育所や認定こども園に対し、給食に係る材料費高騰分の補助を行うものでございます。この事業は、福岡県の動きに合わせて支援を行うもので、補正額は1,764万円としております。財源としましては、記載はしておりませんが、2分の1は県の補助金を活用することとしており、残りにつきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。

次に、33ページに移りまして、森林環境譲与税活用事業でございます。内容としましては、森林環境譲与税を活用し、林道の維持修繕を行うもので、具体的には市が管理しております林道15路線の整備を行う予定としております。補正額は1,700万円でございますが、財源につきましては後ほど御説明いたしますけれども、森林環境譲与税基金を活用することとしております。

次に、学校管理運営事業でございます。内容としましては、タブレットを活用した授業を円滑に進めるため、校内のネットワーク環境を強化するものでございます。具体的には、学校の規模に応じましてインターネット回線を1本から2本増設する予定としております。補正額は1,892万9,000円でございますが、財源につきましては、3分の1の国の補助金を

活用することとしております。

次に、中学校修学旅行助成事業でございます。この事業も新型コロナウイルスの関連予算でございます。内容としましては、修学旅行における感染対策に要する経費やキャンセル料を補助するもので、補正額は1,344万円としております。なお、提案内容補足説明書には記載しておりませんが、小学校の修学旅行分につきましても本補正予算に計上しておりまして、中学校と同様に補助する予定としております。

では次に、歳入補正予算の主な内容でございます。

まず、地方交付税である普通交付税についてでございますが、今年度の交付額が確定しましたので、差額分を補正するものでございます。

次に、その下の総務費国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございます。さきの歳出部分で主な新型コロナウイルス関連予算として3事業を御説明させていただきましたが、今回の9月補正では全部で五つの事業の関連予算を計上させていただいております。その財源として計上しているものでございます。

次に、基金繰入金である森林環境譲与税基金繰入金についてでございます。さきの歳出部分でも触れましたけれども、森林環境譲与税活用事業の財源として計上しているものでございます。

そして最後に、別途配付をさせていただいておりますA4、1枚の資料の御説明させていただきたいと思っております。こちらの資料につきましては、今回の9月補正予算に計上している新型コロナウイルス感染症関連予算をまとめた資料でございます。内容としましては、さきに御説明差し上げたものがほとんどでございますので、ポイントを絞って御説明させていただきます。

まず、ナンバー1の自宅療養者食料物資支援事業の内容の欄でございます。右から2列目に内容とあるかと思いますが、そちらの部分をご覧ください。括弧書きで対象者を記載しておりますが、対象者として、濃厚接触者として自宅待機をする人で食料等の調達が困難な人などでございます。

ここで補足となりますけれども、基本的には陽性者につきましては県が支援を行うこととなっておりますけれども、県から食料支援を受けられなかった人に対しても、市としては柔軟に対応をしているところでございます。

次に、ナンバー2の保育所等給食支援費補助事業でございます。同じく内容の欄の括弧書きの部分をご覧ください。括弧書きで対象期間と書いている部分に、対象期間は令和4

年4月から令和5年3月分までを予定としておりますが、先ほども申し上げましたけれども、この事業につきましては県の動きに合わせて支援を行う事業でございますので、対象期間につきましても県の補助要件に合わせていく予定としております。

次に、ナンバー3の障がい者支援の福祉活動追加支援事業でございます。内容としましては、こちらは昨年度も実施した事業でございますけれども、新型コロナの影響により、収支が悪化し活動が危ぶまれる障がい者支援団体に対して追加で支援をするものでございます。なお、支援額につきましては、家賃の2分の1相当額としているところでございます。

そして最後に、ナンバー4と5の修学旅行の助成事業でございます。補足となりますけれども、内容欄の括弧書きで対象者を記載しておりますが、ここに掲載している人数につきましては、令和4年7月1日現在の人数でございます。

以上、全部で5事業、合計で4,879万円を新型コロナウイルス感染症の関連予算として本補正予算に計上させていただいております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方は挙手をお願いいたします。

鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） 今、このA4の1枚で説明してもらった分で、2から5については団体等々ですから周知とかはしやすいと思うんですけど、1番に関しては個人の人だから周知というのが非常に大事な部分になるのかなど。SNSとかホームページとか、いろいろすると思うんですけど、それでも、それプラス何か市として周知の仕方というのは、ポスターを作るとか、そういうことは考えておられるのかどうかというのを伺いたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 自宅療養者の食料物資支援事業の周知でございますけれども、今、委員おっしゃいましたように、ホームページとかというところを今取り組んでおります。例えばホームページの見え方であれば、トップページに掲載をされるようにですね。開いたときに、ぱっとそこが目に入るように、まず工夫をしているところでございます。

それ以外のプラスアルファの部分でございますけれども、医師会さんですね。やはりまず病院に行かれる中で、市民に身近な存在である医師会のほうにも再度周知をさせていただいております。あわせて、市民に身近な存在であります民生委員さんのほうにも、これ

はこれからになりますけれども、近いうちに再度周知のほうをさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 私も自宅療養者食料物資支援事業の件なんですけど、現段階で何世帯ぐらいの方がこの支援を受けられているのかということと、あと、この食料品や日用品の購入はまとめて購入をされるんでしょうか。また、購入される場所というのは決まっているのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず1点目のお尋ねの実績についてでございますけれども、今、手元に持っているのが令和4年の4月1日から8月31日時点の数字となりますけれども、8月31日時点で848世帯、人数でいきますと3,171名の方に支援をしているところでございます。

それと、物資の購入についてですけれども、まとめて購入させていただいております。所管で購入をしているわけですが、できる限り安いところで買えないかということで、担当者が一生懸命対応していただいていると聞いております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに。

なら、すみません、せっかく今出たので聞きたいんですけど、これは当初からいうと今どんな状況ですかね。予算審査なので、この1,000万円となっている金額が、日用品でも食料品でも値段が上がっているわけですね。2回上がって、じゃあ何でこの金額になってきたのか。直近でいうと、待機期間の日数も変更されてますよね。当初は先が見えなかったもので、食品も所管課で購入されて配付をされて、物すごく助けられている反面、じゃあ……。この対象の方が一時的には増えたし、期間も、本当に行き届くのかというような状況で、また今度は濃厚接触の方が待機される日数が変わって、結構変動している。では、これを長期的に見たときに、今のままの体制、購入して配達するという、これも今の段階では考えているのかどうか。財政に聞いていいのか分からないですけど、所管課としてというか市としての対応は、やり始めたときと途中と今で状況が違うと思うんですけども、件数が多い、必要とされる方に行き届く分はいいんですが、そもそもこの状態でいいのか。

どういうふうに考えられるかなと思って。

○財政課長（鶴川和宜君） ちょっと休憩よろしいですか。

○委員長（波多江祐介君） 休憩します。

---

休憩 午後 2 時09分

再開 午後 2 時11分

---

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず、今回この1,000万という形で補正を上げさせていただいてありますが、この補正の根拠から御説明をさせていただきたいと思います。

まず、当初予算で250万円を確保させていただいていたところですが、先ほど申し上げましたが支援の申出が増えております。約5倍に申出が増えているという状況でございますので、予算的にもやはり5倍は確保しておいたほうがいいのではないかとところで、今回1,000万円を補正増という形でさせていただいているところでございます。

それと、この体制を継続していくのかというお尋ねですが、ちょっとなかなか財政のほうでは答えづらい部分もあるんですけども、少なくとも私どものほうで体制を今からすぐ変えようという動きは聞いておりません。やり方としては様々なやり方があるかと思っております。今、筑紫野市は職員が直接持っていくという形でさせていただいておりますが、他市の事例でいけば、外注をされて物資を届けるという自治体もあるということは聞いております。どちらがいいのかなというのは団体によって考えがあるのかもしれないんですけども、少なくとも他市の事例で外注をしている部分でいけば、やはり連絡があってお届けするまでにちょっと時間を要していると聞いております。ですので、現時点では職員が直接持って行ってありますが、少なくとも連絡をいただいてから即日、その日のうちに、少なくとも次の日の早い時間には届けることができているという現状でございますので、現時点では今の体制を続けていくことになるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） この頂いた表の2番目の保育所等給食支援費の1,764万円です

けれども、対象期間は4月から来年の3月までと1年間なんです、これは各私立保育所にどんなふうに配付されるのか。例えば消毒薬の場合は定額でみんな同じだったんですけども、子どもの給食費ということでは、一人ずつの子どもたちを対象にした金額で配分していくのか。それと、ここには私立保育所と認定こども園に対してとありますが、国とか県の省令を見ると「等」という言葉が入っていて、その中では認可外保育施設にも配分するということが含まれているので、それも含めた形の予算化なのか。そこをちょっと確認させていただきたい。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず1点目、配分の方法ということでのお尋ねではありませんけれども、今回この補助の金額としては、子どもたちというよりも、去年の給食材料費との差額を補助するという事となっております。ですので、各施設のほうから、市を経由して県のほうに書類を出すというような流れになろうかと考えております。

それと、今回この補正予算に上げているものは、繰り返しになりますが、私立保育所と認定こども園の分を想定して計上しております。今おっしゃられた認可外保育施設、すなわち届出保育施設であるとか、私立の幼稚園につきましては、直接県が対応するという事となっておりますので、先ほど申し上げた私立保育所、認定こども園の分を今回上げさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、ここには私立の保育所と書いてありますよね。今シリツと言われたのは、非常に言葉としては曖昧かなと思うんですが、確かに国が出した事務連絡の中には、保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設等における給食費の負担軽減等も含まれると書いてあるんですね。これについて、じゃあ県が認可外のところはちゃんとしますということになっているということですね。

○財政課長（鶴川和宜君） ちょっと休憩してもらっていいですか。

○委員長（波多江祐介君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午後2時17分

再開 午後2時19分  
————— . ————— . —————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず、県と市で対応するすみ分けをしておりますので、それを改めて御説明させていただきます。

まず、私立保育所につきましては市のほうで対応する、併せて認定こども園も市のほうで対応することとなっております。届出保育施設、私立幼稚園につきましては県のほうで直接対応されるということで確認しております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） 基金の積立事業でございます。ここで補正というのは、緊急性があるから補正という形で私は理解をしているわけでございますが、先ほど剰余金の2分の1は、積立てしなければならないではなくて、積立てすることができるというふうに私は理解をしています。先ほど公共施設等整備基金ということがありましたけど、もう既にこの基金の計画からいくと、令和4年度の目標の93億円をはるかに今オーバーしております。143億円というような基金があるにもかかわらず、まだ積み立てなければならないという。この目的は本当に何なのかと。やっぱり使用目的がない限り、補正を組んでまで積み立てるといえるのはよく理解ができませんというのが1点と、もう1点ございます。

もう1点は、森林環境譲与税の件でございますが、令和3年度は854万9,000円でした。予算は1,461万5,000円で不用額がそこで出ております。令和4年度の予算は1,464万6,000円で、今度は当初予算以上に1,700万が組まれているというのは何か、計画性がないのか、どこからか言われたから補正を組まれているのか。何かその辺の理解に苦しみますので、その2点の御説明をお願いします。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず1点目の公共施設等整備基金への積立てについて御説明いたします。

まず、緊急性というお話もありましたけれども、繰り返しになりますが、今回の公共施設等整備基金へ積立ては法に基づく積立てでございます。地方財政法の中では、積み立てなければならない……。すみません、正確に言います。ちょっと長うございますので一部抜粋しますが、決算剰余金が生じた場合においては、剰余金のうち2分の1を下ら

ない金額は積み立てるか繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないとなっております。ですので、今回、積立か繰上償還という中で、積立てのほうをさせていただいたというところでございます。

なぜ公共施設かというところでございますが、公共施設、建物とか道路とか橋梁、様々ございますけれども、この老朽化は進んでおります。また併せて、全国的に物価高騰の影響で、建設資材も高騰しておりますので、今後必要となる予算というのも増加する可能性があるのではないかとこのところで、今回備えとしまして公共施設の整備に使用ができるこの基金に積み立てることとしたものでございます。

次に、2点目の森林環境譲与税活用事業の部分でございます。今回1,700万の補正をさせていただきますいておりますが、これがなぜこのタイミングなのかというところでございますけれども、今年の6月に林野庁から新たに活用事例というのが示されております。その活用事例を所管のほうで確認して、県と協議を重ねまして、今回上げているような維持修繕にも活用ができるという確認が取れましたので、今回補正予算として計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 小さい額なんですけれども、予算書の18ページに、災害復旧費の農業用施設災害復旧費で分担金及び負担金、地元負担金が79万4,000円あるんですね。これは何世帯で負担されるのか。この間、何度か災害が繰り返してきて、同じ場所を2度3度修理しているところもあって、そういうことも全部地元のほうで負担しないといけないのかなと。確かに10%で工事をしていただけるというのはありがたいことではあるんですけど、近年の災害の発生を考えると、そうそう度々地元も負担できないのではないかなという思いがちょっとしていたんですけど。改めて79万4,000円を何世帯で負担するのだろうかと思ったので、ちょっとお尋ねいたします。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） すみません、ちょっと今のお尋ねは何世帯でかというところですが、今、財政のほうでは何世帯が負担される予定なのかというのは持ち合わせていないんですけれども、少なくとも今お尋ねいただいている地元負担金については、歳出予算でいいますと農業用施設災害復旧費で19ページに上げている約800万の事業の分に対する

分担金でございます。この事業では、水路と農道といった13か所を復旧したいというところでございます。この分担金については、その事業費の10%というところで条例に基づいて予算の計上をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

じゃあ、最後にちょっと私、一つだけ。

学校管理運営事業で、今回、校内通信ネットワーク強化事業ということで、約1,900万円なんですけれども、今日配っていただいた資料にも……。所管じゃないのですが予算のことで聞きたいんですけれども、先ほど学校のネットワーク回線を1本から2本でということだったんですけど、学校によっても状況って様々だと思うんですよ。大規模校もあれば、そうでもない学校もあるし、教室も例えばもともと教室ではないところを教室として使っている学校もあるし、足りている学校もある。そう考えたときに、このタブレットを円滑に動かすのは学校の規模に関係ないわけで、皆さん子どもさんたち、教員の方も授業がスムーズに行われるために今こういうふうに改修されて。

ちょっと予算的なことで、今回の国のほうから3分の1、約600万円を活用してという、そういう補助を活用するのは非常にいいことだと思うんですけど、そもそもこれが今回の補正で、現場に応じた改修の予算が上がってきて、これで現場としては強化事業の目的は達成される補正になっているんですか。それとも、今回はここまでを補助とかを活用して行う、しかしまた段階的にはする必要あるのか。

当初、もともとタブレットも急遽大きいお金を活用できるということで各市町村、もともとGIGAスクール構想というのがあって、コロナが始まったときに急いで導入したと思うんですけど、今後は市町村の考え方によると思うんですよ。入れるまではよかったと思うんですけど。所管で運用のほうについてはいろんな議論があっているように聞いてますけど、じゃあ市としてどこまでネットワーク環境を、学校に対してのそういった設備を整えていくのか。もしくは今度、子どももそうですけど教員側、学校に関わっている職員室であったり、それ以外の通信機器についても、どういうふうに予算をつけて環境を整備していくのかというのは、これからはやっぱり市の考えというか。市の規模によっても違うと思うんですけど、筑紫野市はどちらかという子どもが増えていて、家も増えている中で、そういうのも打ち出していくべきではないかと思うんですけど、取りあえず今回のネットワークの強化事業というのは、その目的をどのぐらい果たしているんでしょうか、

約1,900万円ぐらいで。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず、先ほど委員長がおっしゃいましたとおり、学校によっても状況が異なっています。整備のほうは令和2年度に国の基準に基づいて整備をしたわけですが、それを整備をして、今タブレットの活用が次第に進んできております。そのタブレットを使う頻度が進む中で、少なくとも今、学校の状況は、学校によって少し状況が異なりますけれども、動きが遅いとかそういう通信状態が悪くなるというような状況が現在出てきつつあります。ですので、まずはタブレットを使った学習が、どこの学校でも授業に支障がなく円滑に進められるように、まずは整備をしたいんだというところが今回の内容でございます。

今、国のほうでもデジタル教科書をさらに進めようという動きが出ております。そういう活用がさらに進んでいけば、必要な環境というのもまた変わってくるのではないかなというところは思っております。その使い方が変われば、またそれに応じた環境が必要になってくるだろうとは考えているところでございます。少なくとも子どもたちの学習に影響が出ないように、きちんと状況を確認しながら対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この予算の計上の仕方だけ、こういう事業があって3分の1は国が負担しますよというメニューが入ってきて、これはもう教育委員会で決定するのではなくして、学校に問い合わせして、やりたいというところが手を挙げて、金額を確定して、その3分の1が国ということになってくるのか、いや、教育委員会からこれだけの予算よということで整理して、この予算が計上されたのか。補正予算の流れを説明してくれませんか。

○委員長（波多江祐介君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず、補正予算の大きな流れでいきますと、各所管から財政のほうに予算の要求という形で上がってまいります。今回この分につきましては学校教育課から要求が上がってきておりますが、学校教育課は財政に要求を上げる前には、学校の状況を確認して、通信状況とかを確認して、学校の意見とかも聞きながら予算要求をしているというところで確認をしております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） それでは質疑を打ち切ります。

議案第44号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第44号、令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第4号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分  
—————・—————・—————

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題に入ります前に、桑野部長がお見えですので、御挨拶、また説明職員の方の御紹介もお願いいたします。

桑野部長。

○企画政策部長（桑野晋一君） 皆さん、お疲れさまでございます。今回、企画政策部より、議案としまして、育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定、また、所管事務調査で自治体DX推進の取組について御説明さしあげることとしておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

職員もしてよろしいですか。

○委員長（波多江祐介君） はい。

○企画政策部長（桑野晋一君） そうしましたら、議案第38号、筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明さしあげます職員を御紹

介いたします。

人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（桑野晋一君） 人事担当係長の中村でございます。

○人事担当係長（中村淳二君） 中村です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（桑野晋一君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、議案第38号、筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは私のほうから説明させていただきます。

議案第38号、筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件でございます。

提案内容補足説明書の13ページをよろしくお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、令和4年10月1日に施行される地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本市におきましても、筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正内容でございますが、まず1点目といたしまして、育児休業の取得回数の制限の緩和でございます。これまで、子の出生1回につきまして原則1回の育児休業の取得が可能だったものにつきまして、原則2回まで取得が可能になることとなります。それに加えて、子の出生後8週間以内の期間に2回まで育児休業を取得することが可能になります。

次に2点目といたしまして、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和です。これまでの取得要件が、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないことであったところについて、新たに、子の出生後8週間以内に育児休業を取得する場合、8週間と6月を経過する日までにその任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないことを追加し、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を別に定めるものでございます。

続いて、議案について説明いたします。議案書の36ページからの条例案、それから、提案理由補足説明書の14ページからの新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の14ページでございます。

まず第2条について、育児休業をすることができない職員を定めさせていただいております。第3号に規定する非常勤職員に関する部分の要件緩和を行いたいと思っております。第2条第3号（ア）の3行目の中ほどの部分でございますが、括弧内の下線を引いている部分でございます。「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日」という文言を加えさせていただいております。この第3条の2につきましては、議案書の38ページの第3条の2で57日間、つまり出生後8週間の期間とさせていただいておりますので、ここで子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を新たに追加しているというところでございます。

また、改正前の第2条第3号イ及びウにつきましては、改正後の条例第2条第3号イ、次のいずれかに該当する非常勤職員の部分の（ア）及び（イ）として規定をしているところでございます。

次に、新旧対照表の16ページでございます。

改正前の第2条を改正後の第3条の2といたしまして、非常勤職員の育児休業の取得が、子が1歳6か月に達するまで可能となる場合の要件として規定をしております。

また、新旧対照表の18ページでございますが、改正前の第2条の5を改正後の第2条の4といたしまして、非常勤職員の育児休業の取得が、子が2歳に達するまで可能となる場合の要件として規定をさせていただいております。それぞれ夫婦が交代で育児休業を取得することや保育所に入所できなかった場合のような特別な事情への対応として、柔軟に対応できるようにするために改正を行うものでございます。

次に、新旧対照表の19ページの第3条でございます。特別の事情により定められた回数を超えて育児休業を取得できる場合を定めております。その中の第5号を削除し、育児休業等計画書の提出を不要といたします。

最後に、新旧対照表の20ページでございます。第10条でございますが、育児短時間勤務の特例を定めており、第6号の育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に名称の変更を行うものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方、挙手をお願いいたします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 確認です。これまでの育児休暇を取られている方がおられると思うんですけど、現時点で今、何名ぐらいの方が育児休暇を取られているのでしょうか。また、男性、女性、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 現時点の育児休業を取得した職員の数でございますが、9月1日時点で、27名の職員が取得しているところです。このうちの男性の職員の数でございますが、1名というところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） これは新たに緩和してというところで、非常に非常勤職員の方にとっては、筑紫野市の職員の中に非常勤の方も増えてきたということもあるんですけども、非常勤職員の方が緩和されていくというときに、今後の人事の配置とかを考えると、非常勤職員の方のお休みの取り具合で人員配置を考えられないといけなくなると思うんですけども、その辺は全部勘案できるよう、そのための休業等の計画書を頂いた上で人員配置の計画を立てるのかどうかということと、大体こんなふうに変わりますということを非常勤職員の方にどのように周知を。今までだったら遠慮して取れなかったとか、もしかしたら妊娠するかもしれないからといって次の申込をしないでいたかもしれない方にとってはいいかもしれないんですけども、非常勤の職員の方にどんなふうに周知していこうとされているのか、お尋ねします。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず1点目の人員配置の件でございますが、非常勤職員の方、つまり会計年度任用職員の方が育児休業を取得された場合、代替りの会計年度任用職員の採用を行って、業務に支障がないような形で手配をしているようでございます。今後につきましても継続してそのような形で対応していくというところです。

それから、周知の方法につきましては、会計年度任用職員の方だけに配付しております休職制度の概要をまとめた手引きがございますので、それを改訂いたしまして、今回の改正内容を反映したところで改めてまたお伝えをするというところで考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 単純なことなんですけど、38ページの最後のほうに、57日間とするという、この57日間の根拠は。これは国が決めていることなんでしょうけど、もし承知しておられたら説明していただきたい。

○委員長（波多江祐介君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） この57日間というところは、先ほど説明いたしましたが、出生日、出産日がゼロ日というか1日目と数えまして、それから8週間、56日間というところで、出生日を含んで8週間というところでの57日でございます。

今回の改正の趣旨というのが、男性職員の育児休業の取得を進めていきたいというところになりますので、出産をする女性職員については、育児休業ではなくて産後休暇として出生後8週間休暇を取ることが認められておりますので、そういうところで出生後8週間という一つの区切りを明確に今回改正の中に盛り込んでいるという考え方なのかなと考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第38号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第38号、筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

職員の方の入替えのため、休憩いたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後2時58分

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これからは、所管事務調査報告に移っていきたいと思います。

まず、説明される職員の方が来られていますので、紹介をお願いいたします。

桑野部長。

○企画政策部長（桑野晋一君） 先ほどは御可決賜りましてありがとうございました。

続きまして、所管事務調査、自治体DX推進の取組につきまして御説明さしあげます職員の紹介をいたします。

企画政策課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（桑野晋一君） デジタル推進担当係長の力武でございます。

○デジタル政策担当係長（力武晋平君） 力武です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（桑野晋一君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、所管事務調査、自治体DX推進の取組について、執行部のほうから御説明をお願いします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、自治体DX推進の取組についてという資料を用いまして、市が推進しております主な取組を御説明申し上げたいと思います。

まず1点目、自治体情報システムの標準化・共通化でございます。国、主にデジタル庁でございますが、国が定める自治体情報システムの標準仕様を踏まえまして、フィット&ギャップ分析を年度内に行うこととしております。具体的な内容でございますが、現在はシステム上で処理をしているけれども、新しいシステムでは、標準仕様から外れているもの、また逆に、現在はシステム上管理をしておりますが今後はシステム上管理をすることが求められているもの、今と異なる運用を求められている部分を今後どのように対処していくのかという検討を行うものでございます。現在、このフィット&ギャップ分析の実施に向けまして、システムの標準化に係る推進担当者を各課から選任するとともに、円滑にシステム移行作業を進めることができるよう、外部有識者から助言、指導を受けているという状況でございます。

次に2点目、マイナンバーカードの普及促進でございます。マイナンバーカードの普及を図るため、従来から実施しております本庁舎の土曜開庁に加えまして、毎月第1日曜日にマイナンバーカードに係る臨時窓口を開設しております。また、第2、第4木曜日には窓口の受付時間を延長しているというところでございます。これと併せまして、現在、国が推進しておりますマイナポイント制度に対応するため、マイナポイント受付コーナーを本庁舎1階に開設しているところでございます。

次に3点目でございます。自治体行政手続のオンライン化でございます。引越しワンストップサービスをはじめといたしまして行政手続のオンライン化を推進するため、マイナポータルと基幹系システムとを接続するシステム改修に現在取り組んでいるところでございます。

続きまして4点目でございます。RPA等の利用促進でございます。業務の効率化、働き方改革を推進するため、住民税の給与所得者異動届出事務に現在RPAを導入し、運用しているところでございます。今後は、自治体情報システムの標準化・共通化の動向を踏まえながら、必要に応じて対象業務の拡充に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に5点目、ウェブ会議等の推進でございます。コロナ禍における感染症対策や効率的かつ効果的な会議運営を推進するため、ウェブ会議環境を構築し、介護認定審査会や災害対策本部会議などにおいて運用をしているというものでございます。

続きまして6点目でございます。情報セキュリティ対策の徹底でございます。自治体情報システムのクラウド化や行政手続のオンライン化など、様々な行政手続がネットワークを介して行われるようになりつつある現状を踏まえまして、EDRの導入など、情報セキュリティ対策の強化を進めているというものでございます。

続きまして7点目でございます。デジタルディバイド対策でございます。従前から実施をしております、生涯学習センター、コミュニティセンターの講座に加えて、今年度は自治公民館において通信事業者との連携によるスマートフォン講座を開催しているというものでございます。

続きまして8点目、地理情報システムの導入でございます。こちらは3月議会で予算を御可決いただいた内容になりますが、市民の利便性の向上及び市役所窓口の混雑緩和を図るため、ハザードマップや都市計画総括図、こういったものをインターネット上で公開する地理情報システムの導入作業を進めているというものでございます。

そして最後に、その他の取組でございます。今、説明申し上げたもののほか、市役所窓口におけるキャッシュレス決済の導入、そしてユーチューブを活用した市制施行50周年記念事業のPRなど、可能なものから順次デジタル化に向けた取組を進めているというものでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ただいま説明を受けましたが、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 2点あります。（6）の情報セキュリティ対策の徹底というところで、EDRの導入について書いてあるんですけど、この異常あるいは不審な挙動というのは、例えばどういったケースに該当する場合を想定しているのかということがまず1点目と、2点目が（7）のデジタルディバイド対策で、通信事業者と連携して自治公民館でスマートフォン講座を実施しているということですが、自治公民館、たしか50ぐらい筑紫野市は公民館の数があったと思うんですが、どのぐらいを計画して、どのぐらいの実施状況なのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、EDRで監視をする具体的な内容はこういったものなのかということですが、こちらはネットワークを介してウイルスで攻撃をされたというものを監視するものではなく、職員が操作をしておりますパソコンの挙動そのものを監視して、通常考えられないような操作などをしていないかというものを確認するものでございます。よくマスコミなどで言われておりますのが、職員のパソコンを介しているところからメールを送って、いわゆる踏み台攻撃的な形を展開してしまうウイルスであったり、そういうソフトウェアなんかがありますけれども、そういう、職員が他の機関に対して被害を与えるような、職員の端末でそういった挙動などを行っていないかというものを確認するのがこのEDRという機能になっております。こちらにつきましては総務省の基準で、全国の自治体が備えるべきだという考え方が示されておりますので、それに則って対応させていただいているものでございます。

次に、公民館における講座の概要でございますが、今年度5月から3月までの間に毎月1回程度、講座の枠を通信事業者のほうに確保いただきまして、自治公民館の協議会と相談をさせていただいているところなんですけれども、現在5月から1月までは毎月、希望

に沿って講座を展開させていただいているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに御質問のある方は。

八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） いろいろ取り組んでいただいてまして非常に心強く思います。公民館、それから生涯学習センター等々の会議室の申込みですけど、今現在、紙で申込み用紙を書いて鍵を渡されているんですけど、あれこそ、マイナンバーカードを入れれば、そこでその申込者が分かって、会議室の曜日等々が出てくるようなことができないのかと。もうずっと前から思っていることなんですけれども、ぜひともそれについては取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 現在、契約の内容などもございますので、直ちに対応しますと申し上げられないのが非常に残念なんですけれども、まさに今、副委員長がおっしゃいました点が、行政手続のオンライン化を今後進めなければならないという意義に当たる部分かと思えます。今後、今、御意見として賜りました公共施設の予約分野を含め、可能なものからしっかり対応して、市民の皆様の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質問のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 一つお尋ねしたいと思うんですが、自治体情報システムの標準化・共通化のことです。国は2025年を目標にして、デジタル・ガバメントを実行したいというふうになっていて、筑紫野市としては25年に向けた目標を定めた計画を持っているのかどうかまず一つ。これだけの取組を今、1から9まで書いていただいていますけれども、全体として、何をいつまでにどういうふうに進めたいという計画があるのかどうか、まずそれを確認したいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 自治体情報システムの標準化・共通化に関して、市としての具体的な計画があるのかというところでございます。市としてもしっかりとした計画などを定めて、計画にのっとり対応していきたいというのは重々承知しているところなん

ですけれども、この自治体情報システムの標準化の大本となります国における自治体システムの標準仕様の策定が非常にずれ込んでいる、そして、一時期マスコミなどでも取り上げられていた時期があるんですけれども、今度、国が仕様を策定する自治体標準システムといいますのが、ガバメントクラウドという自治体共通クラウド上でシステムを構築するということになっておりますけれども、その自治体クラウドの進捗もあまり芳しくないというところですので、なかなか自治体としては、辻本委員がおっしゃいました2025年から2027年の間ということは重々承知はしているんですけれども、市の取組を定めるための前提条件となる部分に非常にあやふやな部分がございますから、まずは国の動向をしっかりと見極め、市として取るべき対応を取ってまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 二つ目です。先ほど八尋委員が言われた申込書などのオンライン化をということですが、大体、最初の頃言われてたのが、子育てとか介護のデジタル化というんですかね、手書きの申込書や申請なんかはやめようというところから始まっていったと思うんですが、行政手続のオンライン化の中で取り組みやすいところで、まずはその必要性として子育てとか介護のところ、これは今どれくらいまで進んでいるのかお尋ねします。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 辻本委員の御指摘の子育てワンストップサービス、そして介護ワンストップサービスでございますけれども、子育てワンストップサービスについては現在、筑紫野市でも一定受付ができる環境を整えているところでございます。また、介護ワンストップサービスにつきましても、所管しております高齢者支援課と様々調整を今進めておまして、年度内にはスタートすることができるのではないかと考えているところでございます。

本日の資料の（3）自治体行政手続きのオンライン化というところで、今回、マイナポータルと市のシステムとの連携なども計画しておりますので、こういう取組を進める中で必要なものについてはしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 次に4番目のRPAです。今回、認定資料の中に、住民税は今まで手入力で行ったのをRPAでやっているというところがあったんですが、このレベル

のところでの業務の自動化というか、そういうのは直近のところでは何か考えておられることはありますか。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） RPAでございますが、当然市として現在、給与所得者異動届出に加えまして、さらなる拡充を図ってまいりたいという意向は持っております。ただ一方、先ほど辻本委員からも御質問いただきましたが、今後2025年以降、自治体のシステムを国が定める標準仕様に基づいたシステムへ必ず移行するということが固まっておりますので、今、過剰に投資をしたとしても、来年以降またすぐに変えないといけないというリスクも伴っておりますので、まずは、先ほどの御答弁と重複いたしますが、国の動向をしっかりと見て、本市にとって最適な方法を取ってまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 5番目のウェブ会議等の推進というところですけど、議会の中でも災害時とか議会ができるように今、各議員は個人でタブレットを持って何とかウェブ会議ができるかというところで全国的には動き出してますね。オンライン会議の推進みたいな条例改正をしているところもある中で、筑紫野市としては、ここにウェブ会議の環境を構築しとありますが、職員の中でもウェブ会議をするためのパソコンなりタブレットなり、どんなふうに配置しようとしているのか。

それと、究極のところ、行政の簡素化というところでは、ペーパーレスの方針についてどんなふうに考えておられるのか。できたら今、議会もできるだけタブレットの中に入れてもらうように進めて、今はペーパーと両方でやっているから事務局としては大変だなと思いつつ、少しずつその議会でもペーパーレスの方針が進んでいって、議員全部に配る紙が年間でやっぱり100万単位で削減できているところもあるし、筑紫野市としても、できたらペーパーレスの方針を持っていきたいなと。市議会として持っていきたいなと思っているんですけど、それはやっぱり行政との話合いの中でしか進めてくることができないうのかなと思ってるので、市としてはペーパーレスということはどう考えているのか。あるいは、オンラインの環境をどのように整えていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まずウェブ会議の環境についてでございます。ウェブ会

議環境といたしましては、職員が様々な画面でウェブ会議等を行う状況が続いておりますので、ウェブ会議に適した端末を20台確保して、随時使えるように整えているところでございます。

また、例として挙げさせていただいておりますけれども、災害対策本部会議などでもウェブ会議を現在活用しておりますので、幸いにして大きな災害などが今年度はまだ発生しておりませんので本格的に使ったというところまではないんですけれども、災害対応を行う職員に貸与しております災害用のスマートフォンを用いて、リアルタイムで映像等を災害対策本部に通信をする、そういうテストなどはしっかり行いまして、来るべき有事に備えさせていただいているところでございます。このような形でしっかりウェブ会議環境などにも継続して対応してまいりたいと考えております。

また、ペーパーレスの取組でございますけれども、筑紫野市といたしましても、押印廃止の取組などを進めさせていただいておりますので、最終的に省略可能なものについては省略してまいりたいという考え方は当然持っております。押印廃止の取組に加え、例えば庁内で職員向けに通知をする際などは、もうペーパーではなく、グループウェアを使ってメール、インフォメーションなどで出すというのが一般化しておりますので、そういった部分では進んでいるのかなとは思っております。

ただ、一方で、国、県に対しましてどうしてもペーパーで出さないといけないものであったり、市民の皆さんでも、例えばLINEやホームページのような形でスマホで確認すればいいという方もいれば、広報紙が必要、ペーパーで見たいという方もいらっしゃるように、この受け取り方も市民の皆さんそれぞれ、世代などもあるのかもしれませんが、様々でございますので、市といたしましては、環境に配慮するという観点からもペーパーレスを進めていきたいとは考えておりますが、その辺りは市民の皆様の様々な御意見や満足度、そういったものを慎重に見極めながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方は。

では、すみません、最後に。

最近、他市町村ですけどUSBを職員の方が落として情報がもれましたとか、警察にあってもこの間、捜査資料をかばんから落としてという話を聞いたときに、そういう日頃の皆さんの危機感というのは大切だろうと思うんですけど、こういったデジタル化が進むと、皆さんが効率よく動ける反面、情報がもれる、例えば紙ベースだったら、どこかにファイ

ルがあつて、それを持っていったら、ないというのは目に見えたり、もしくは誰かに許可を得てもらったりということがあるのではないかなと思うんですけど、ある面では、効率がよくなったときに対する、今、専門家の方も入ってというお話があつたんですが、一方ではそういったルール化とか対応も必要ではないかなと思うんですけど、そういったことは何か考えてありますか。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 情報セキュリティに関しましても非常に重要なことだと考えております。まさに委員長から冒頭いただきましたUSBの取扱いでございますが、筑紫野市では、情報セキュリティの向上のために数年前から一般職員はUSBメモリ、フラッシュメモリを使うのは禁止をいたしまして、やむを得ないデータ移行の際に備えて、各課管理職が管理する共用のUSBを使用するという対応を取らせていただいております。関西のほうで起きましたUSBを落としてしまつて住民の個人情報という事案を踏まえての対応でございますけれども、筑紫野市も様々業務委託などを行っているところですが、システムの事業者には個人情報を取り扱う業務を許可なく再委託しないよう、また取扱いについては様々注意を払っていくというのは契約上うたい込むなど、安易に市民の個人情報が外に、下請け、孫請けに流れていくということがないように配慮をしているところでございます。

また、今後のセキュリティでございますけれども、当然、市でも情報セキュリティポリシーといいまして、外部からの攻撃であつたり、内部の運用、個人情報の取扱い、情報セキュリティの運用をどのようにしていくのかという基準を設けております。それに基づいて毎年、企画政策課が事務局となりまして、特に個人情報を扱う所管課の運用状況というのは監査をさせていただいております。そこで、例えば個人情報が入っているキャビネットに施錠がされていないのであれば施錠をするように指導をする等の取組を毎年毎年繰り返し行っておりますので、今後もそういう取組を続けて、筑紫野市の情報セキュリティがより堅牢なものになるように、日々取組を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

入替えのため、休憩いたします。

休憩 午後 3 時21分

再開 午後 3 時22分

○委員長（波多江祐介君） 引き続き会議を再開いたします。

引き続き、所管事務報告に入ります。

宗貞部長がお見えです。また、説明職員の方の御紹介も併せてお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） お疲れさまでございます。総務の宗貞です。総務部関係の所管事務報告 1 件、所管事務調査 3 件という形で説明させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

出席の職員でございますが、危機管理課長の中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 中村です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 危機管理課危機管理担当係長の森田でございます。

○危機管理担当係長（森田健太郎君） 森田です。よろしくをお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくをお願いいたします。

○危機管理課長（中村昭治君） よろしくお願ひします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、危機管理課 4 件ございますが、まず、筑紫野市国土強靱化地域計画について、執行部のほうから御報告をお願いいたします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、筑紫野市国土強靱化地域計画について説明をさせていただきます。

資料として、強靱化の計画をつけさせていただいております。

6 月定例会での総務市民常任委員会で御報告をさせていただきましたが、本計画に係るパブリックコメントを、令和 4 年 6 月 20 日から令和 4 年 7 月 19 日までの期間で実施をさせていただきました。

この間に提出された意見は 1 件で、内容とすれば、バイオマス燃料を利用する施設への支援という内容でございました。これは計画の中のリスクで、エネルギーの長期にわたる供給停止に該当するものというふうに捉えております。このリスクを回避するための推進方針として、民間事業者等とのエネルギー供給に関する協定を締結するというふうな方針を掲げておりましたので、検討した結果としては、この意見についての本計画への反映は

行っておりません。

さきの委員会で御説明した内容から細かな修正、文章がちょっとつながりのなところ、  
てにをはに当たるようなところを修正をさせていただきましたが、大きな修正点はござい  
ません。今年の7月末で計画の策定を完了し、ホームページ等での公開を行っているところ  
です。

計画では、四つの基本目標に、八つの事前に備えるべき目標とそれを妨げる起きてはな  
らない最悪の事態、リスクシナリオを回避するための必要な推進方針をまとめているところ  
です。詳細についてはお読み取りをお願いしたいと思っております。

説明については以上です。

○委員長（波多江祐介君） ありがとうございます。パブリックコメントの意見が1件あ  
っています。31ページに該当するのではないかということですが、既存のままということ  
で説明を受けております。

何か御質問のある方は挙手をお願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 以前、委員会で1回お尋ねしたことがあるんですけど、29ペー  
ジの福祉避難所の設置・運営のところの黒丸印の三つ目の民間事業者等との協定締結によ  
る福祉避難所の確保について、以前お尋ねしたと思うんですけど、現在どのような状況な  
のかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 福祉避難所としての協定とすれば、視覚障がいの高校と  
の協定を締結しております。それ以外に、まだ様々な民間事業者との協議というのは進ん  
でいない状況ですので、現在の協定を結んでいる福祉避難所としては二つの施設と協定を  
結ばせていただいているところです。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） その結んだやつから何か地元の障がい者の施設だとかに、ここ  
ですみたいな何かハザードマップ、現在はカミーリヤですけど、今後はそういう結ん  
だところから、ここです、ここですというのを案内というか周知とか、何かそういう形で  
していくという流れなんですか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 協定の内容にもよりますが、基本的にいうと市の施設で

足りない場合に、協定先に市からの要請に基づいて開所をしていただくような流れになりますので、アナウンス的にいうと、事前にアナウンスするのではなくて、必要に応じた周知というところを今時点では考えているところでございます。

○委員（段下季一郎君） はい、分かりました。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質問のある方は挙手をお願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） あと、地震とかが起きて、建物とかが崩壊したりして、瓦礫とか、そういったごみみたいなのが生じると思うんですけど、そういった際の置場について、たしかちょっと以前にも議論があったと思うんですけど、この計画にもたしか、34ページですかね、目標8のところ、多分業者の人に管理してもらって置場とかを整理して、一時的に置く場所とか処理の仕方とか、何かそういうのとかも計画立てている自治体もあるみたいなんですけど、何かそういったのは現状どのような感じになっているのかお尋ねします。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 34ページ、目標8に、災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れを防ぎたいと掲げております。推進方針に記載しておりますが、処理体制の構築に向けて民間団体や近隣自治体との協力体制を進めていくということと併せながら、市の内部においても様々な検討を行いつつ対応してまいりたいと考えております。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） これは関連してなんですけど、大牟田で水害があったときに、党のボランティアか何かで大牟田のほうに独居高齢者の方の片付けとかで行ったことがあったんですけども、そのときに現場で活躍していたのが解体業者で、建設業者の解体業者の方が後片付けに協力して、任意でボランティアで来てもらって、大変その方を中心として、すごい片付けが慣れているのか、そういう業者の方との連携をしてるから、すごい片付けがスムーズに進んだということがありました。

もし、検討次第というか、協力する事業者がいるかとか、そういった問題もあると思うんですけども、そういったものも何か想定していると、スムーズな復旧にもつながっていくことが考えられるのではないかなと思ひまして、ちょっと意見として申し上げさせていただきます。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 様々な団体との協力協定を結ばせていただいております、災害協定の中ですね。そういったところで協力を要請できる内容については、こちらのほうからも、団体との協議を踏まえながら進めていきたいと考えております。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 質問ではないんですけども、確認といえば確認なんですが、この1ページ目にある計画の位置づけの中に書かれている、これは国の国土強靱化地域計画、国の基本法に基づく地域計画として策定したんですけども、市の総合計画とか地域防災計画との整合を図りながら、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であると。事項の指針になるものだというふうには書かれているのですが、実際のところ、計画期間としては、令和4年、もう4年も半分過ぎてるし、それから令和5年度までの2年間の計画なんですけれども、実際この計画ができて具体的に、例えば地域防災計画とか総合計画との整合を図りながら、どのような施策をこの2年間、あと1年半で進めていくのか。この計画に基づく取組そのものがどれぐらいのことを予定されてるのかなとお尋ねしたいと思えます。具体的にはどこかがやるんだという、どこどこがやりますという話になるのかも分かりませんが。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 計画期間としまして令和4年から令和5年度の2か年間ということにつきましては、現在の第六次筑紫野市総合計画の計画期間と整合性を保つために、そのようにしております。総合計画の中で様々な各所管においての事業の推進に関わるものを進める中で、災害対応、強靱化に向けた考え方というものはこういったところをもって取組をしてほしいというところで、今回、計画の策定を行ったところでございます。総合計画、様々な実施事業等を踏まえて、それぞれの所管で今、取組を進めておりますので、そういった中身につきまして、計画の趣旨、この内容に沿うものについてはぜひぜひ検討を進めて、それぞれの所管においての検討、実施を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） それぞれの所管でこれを進めてもらいたいということですが、ではそれぞれの所管に対して、この国土強靱化地域計画を立てたので、地域防災計画なり総合計画なりと連携して取組を進めてほしいということ、どのように述べるのかという

か、伝えるのかというか、してほしいと、各課に。取りあえずこの計画の周知をどのようにして、自分の所管の事業に今後マッチングさせて取り組んでもらうという、この計画の第一歩はどんなふうに進めていかれるのかなど。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 第一の御質問ですが、この計画自体を取りまとめする際に、全ての課のほうに意見照会を行いながら、加筆修正して、この計画を取りまとめております。したがって、それぞれの所管においては、この内容について、自課の意見も反映しながら、危機管理課のほうで取りまとめをしたものでございますので、周知についてはその段階で一定終わっているものだろうと考えているところではございますが、引き続き、様々な国土強靱化の施策の展開に向けての取組について、危機管理課としても様々な点で、アドバイスというところまではいかないかもしれませんが、積極的な取組を後押ししていきたいと考えております。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今ここに、それぞれの項目の後ろに、かぎ括弧で担当課が書かれているので、少なくともこの項目に対してはこの所管課に尋ねてほしいという意味のかなと思うんですが。この課に確認をしていけばいいということなんですよ。それが一つと、令和5年度までの2年間の計画なので、計画の期間が終わった段階での検証というのはどんなふうにしていくのか。どういうふうに検証されるのか、評価ですね。この計画の評価をどんなふうにして、次の計画につないでいくのかお尋ねします。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 計画の進捗状況や達成度につきましては、それぞれの部分で重要業績評価指数、KPIを設定しております。このKPIについても第六次総合計画との整合を保っておりますので、評価については総合計画の中での評価と一体的に行えればというふうに考えております。その評価に基づき、第七次総合計画の策定時において、改めてこの国土強靱化地域計画についても、第2期版という形になろうかと思っております。そういった策定を進めることになろうかと思っております。そういったところについては、両方を見据えながら取組を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑、質問のある方は挙手をお願いします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 私は2点あるんですけど、25ページの河川等の氾濫関係で、流

域治水とか最近よく言われてるんですけど、遊水地とか田んぼダムとか何かいろいろ新しいのも出てきたりしてますけれども、そういった流域治水についてどのように考えているのかということと、あともう1点が、34ページの防災担当職員の育成で、人手不足の中でされていると思うんですけども、災害が起きたところに職員を派遣して、その派遣した職員の方の経験が何か帰ってきたときに生かしたということもテレビでやっていたので、そういうことについて、自治体職員の派遣とか、そういった育成、派遣で実際に復興について経験を積むことで育成にもなるのかなと、そういうふうなそのとき思ったんですけども、その点について、派遣とかを通した実際の訓練といたしますか、それについてどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） まず1点目の流域治水に関しましては、既に県等を通じた関係団体との協議会が設立されておりまして、様々な取組を検討しながら進めているところでございます。

災害時の職員の派遣については、東日本大震災のときもそうですけど、大規模災害があった場合に、被災自治体からは職員の派遣要請というのが県等を通じて行われておりますので、可能なものについては対応するように努めているところでございます。様々な経験を持つことと併せながら、この34ページに推進方針を書いておりますけれども、研修会等を通じた研修の機会を十分に活用して、私を含めた職員のスキルアップに努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

最後に一つ。

さっき段下委員の質問の回答に関する質問なんですけど、さっき災害ごみの話があったと思うんです。委員会ではなかったと思うんですけど、以前も、この強靱化推進計画は国が進めて、こういった計画を定めましようとなっていると思うんですけど、もともと筑紫野市としても総合計画なり地域防災計画、様々な計画がある中で、今まで例えば大きい地震、警固断層とか大きな地震の備えはいろいろと考えているものの、今、例えば大規模災害が起きたときに、災害ごみの置場、置くであろうと考えられる場所についての計画というのは今ないんですか。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 災害ごみをどこに置くのかということは、ちょっと現時

点では明確には。候補地は大分昔から選定しているというような、原課でですね、所管しているところで検討を進めておりますが、現時点ではここに置くんだよというところまでは、計画自体、検討中だというふうに聞いておりますので、そういったものと併せながら適切に。計画策定に向けた取組というのを両課、全体も含めて調整しながら進めていきたいと考えております。

○委員長（波多江祐介君） すみません。結論は、結局誰が今何を待っていらっしゃるんですか。どこが調査をされるんですか。

○危機管理課長（中村昭治君） 所管とすれば環境課で、そういうふうな災害ごみの処理計画というのを今、策定検討しているというふうな状況ではございます。

○委員長（波多江祐介君） 分かりました。例えば、僕も被災されたところに伺ったときに、この間、人吉に行ったときは、やっぱり家の前に全部出されるんですね、まずは。それを地域でまた固められて。何が言いたいかという、ある程度固まってしまうと、今度復旧できないんですよ、車も通れない。だから、早めにこういうのは場所を指定する必要があるんですよというのが災害から学んだことだと思うんですよ。熊本のときには、広域のごみ処理のことを考えてなかったら、結局あのときは大阪に最初ごみが行ってて、やっぱりそれが広域であるべきだと。熊本県の中で処理できないからといって、筑紫野も最後、手を挙げてもらってという、ごみの処理の仕方も変わってきたんですよ。

ということは、本来はごみを置く場所というのはもう既に、例えばトラックがつけられる、最初から分別できるようにするとか、ある程度面積が必要だと、もう大体想定されること、後のことを考えたらですね。そういうことを考えておくだけで、結果的には復旧が早かったり、あと衛生的にも。あっちこっちばらばらじゃなくて、そういう認識があれば。

例えば、前、これ、委員会か一般質問かでしたんですけど、農トレのグラウンドは宮崎県の鳥インフルエンザとか口蹄疫とかいろんなことがあったときに、あそこは筑紫野も牛がいるから、発症して72時間ですかね、というのがあるので、もう埋設する場所になります。ということは、農トレは使えないんだろうなと。これは県の進める場所ですけど。というふうに、要件を考えたら、もう既に調整は必要と思うんですよ。例えばカミーリヤの前のグラウンドは県有地であると。ではそこに置けるのか、置けないのか、後の処理も含めてですね。というふうに考えると、ある程度さっき言われたように候補地が絞られて。僕はもう早く調査というか、この計画が出たから調べるのではなくて、そもそもいろんな計画がもう既に、防災に関しては筑紫野市でいろんな計画で準備をされているのであ

れば、やっぱり最初の処理で置く場所、仮設でも置く場所というのは、おのずと急いで定めるべきではないかなというふうに思います。これはもう僕の意見ですけど。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 委員長から意見をいただいた部分については、所管課等含めて、速やかな検討が進むように努力してまいります。

○委員長（波多江祐介君） よろしく願いいたします。

それでは、質問を打ち切りたいと思います。

続きまして、所管事務調査といたしまして、自治公民館での自主避難所開設に向けた取組について説明をお願いいたします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 続きまして、自治公民館での自主避難所開設に向けた取組について説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

地域住民での避難所運営に関しましては、危機管理課において出前講座を開催している中で様々な説明をさせていただいているところです。過去3年間の出前講座の実施状況、令和元年28回、令和2年17回、令和3年15回、うち避難所運営に関わるものが何回あったかということでは、令和元年2回、令和2年3回、令和3年度3回というふうなところで、避難所運営の在り方というようなものを出前講座の中でお話をさせていただいております。

続きまして、資料の2ページでございますが、こちらは市の公式ホームページのページをプリントアウトしたものです。地域住民が避難所運営をしていく際の指針となります筑紫野市避難所運営マニュアルというものを作成させていただいており、公開をしております。概要版と詳細版というところで作らせていただいております。

こちらは、大規模災害が発生したときに長期的な避難生活が続く場合というものを念頭に作らせていただいております。これを参考としていただきながら、地域の実情に応じて、自治公民館等における自主避難所を開設する場合の開設の在り方であったり、運営の方法であったりということをご参考にしていただけたらと思います。

なかなか文章で分かりにくいところもあろうかと思いますが、その際はぜひぜひ出前講座の活用等を通じて、地域住民の方と一緒に学習の場というものを設けながら進めていきたいと思っております。

マニュアルの概要版、詳細版については資料として添付させていただいております。詳

細な説明につきましては省略させていただきますので、後ほど御確認をお願いしたいというところではございます。

説明については以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方は挙手をお願いいたします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 2点あります。この出前講座をかなり開催されていることで、大変よいことだなと思います。筑紫野市内は自治公民館の数が50か所あるので、この回数は結構なところはカバーされているのかなと思うんですけど、もうほぼ全ての公民館を可能な限り回っていくということで計画されているのかということが1点と、2点目が、公民館によって、そこが災害の警戒区域であったりとか、あとは耐震性に問題があったりとか、あとはインフラの状況とかもまちまちだと思うので、それについて何か見える化していく必要があるのかなと思うんですけども、その点についてどのように考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 自治公民館は大体80か所程度でございます。自治公民館に限らず、出前講座につきましては、それぞれの地域であったり団体であったり、様々なところからお申出をいただいた上で、私どもが出向いて講座を開くことから出前講座というふうに名前をつけさせていただいているものでございますので、市とすればお声がけをいただければ対応していくというようなスタンスで今、取組をしております。こちらから、こういう内容でどうでしょうかということではなく、地域、団体のほうから、こういう内容の話を知りたいんだ、してほしいんだということをお聞きしながら取組を進めております。

自治公民館等の自主避難所としての開設については、ハザードマップに記載をしている公民館については、自主避難所としての開設が可能なものというふうなところで、市の防災計画にも記載しております。開設に当たっては、それぞれ地域において御判断していただいた上で、必要があれば開設をしていただくものというふうな捉え方をしております。

ハザードマップには、洪水、地震、土砂とかいうところで、丸であったり、この場合はちょっと危ないですよとか、そういったものはきちんと記載させていただいておりますので、内容について様々なことがあれば、先ほどお話ししたとおり出前講座等を通じてお話することができますので、ぜひぜひお声がけを危機管理課のほうにしたら、私ではないんですけど、担当職員が参って説明させていただきますので、お声がけをお願いしたいと思っ

ております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 2点目は。

○危機管理課長（中村昭治君） 2点目、見える化はハザードマップで説明を。

○委員（段下季一郎君） 公民館に備え付けてある……。

○委員長（波多江祐介君） ああ、公民館に備え付けてある。

○委員（段下季一郎君） はい、そのインフラの状況というか。

○危機管理課長（中村昭治君） すみません、抜け落ちて申し訳なかったです。公民館の中の設備については、それぞれの地域において整備が行われておりますので、以前の委員会でも御指摘いただいて、どういったものを備蓄されてあるのかとかいうことを把握しておくべきではなかろうかという御意見をいただいております。その点についてはまだ進捗というのはなっておりませんが、繰り返しになりますけど、それぞれの地域において必要なものを、それぞれの実態に合わせながら整備をして備蓄等、備え付けを考えていただければというふうに思います。

そういうふうな防災の備えについても様々な事業がございますので、そういった点も危機管理課に御相談していただければ、内容によっては、可能なものについては対応ができる部分もあるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 自治会員数が減ってきていると思うんですけども、これに参加される方の人数、大体何名ぐらい参加されているのかというのと、さっき課長が言われたように声をかけられれば出前講座をするということですが、例えば最低何名以上とかいうルールみたいなものはあるのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 参加人数は本当にその地域、団体によってまちまちでございます。まあ、お一人というわけにはいきませんので、複数名のグループであったり団体であれば、お申出いただければお話に参りますので、何回もお話しますけど、ぜひぜひそういったいろんなことを聞いてみたいというお声が周りであれば、危機管理課に相談してみたらどうかと、防災のことはここに聞いてくれとお願いいただければ、私どもで丁寧

に対応してまいりたいと考えております。

○委員長（波多江祐介君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 自主運営編の最初の説明では、大きな災害を想定したマニュアルであるということをおっしゃいましたが、大きな災害は筑紫野市の人にはあまり想定していないんですね。地震が来るかも分からないけどぐらいで。今、皆さん不安なのは風台風ですね。去年もそうでした。この前も大きな台風が来るということで結構避難所に集まった。その中で地域のコミュニティまで行けない、夜なんか特にそうで、風がきつくなつてからあまり動けないというところで、やっぱり近くの自治公民館がいいなということで、区長さんに相談して開けてもらったけど、公民館は館長さんとか皆さんはどうしたらいいのか分からないという声をよく聞いたわけです。

結局のところ、大きな災害に向けたマニュアルではあるけれども、このマニュアルを参考に各地域に合った運営方法を検討してくださいと。それは自治公民館を自主避難所として開設する際もこのマニュアルを参考に各自主防災組織等を中心に運営方法を検討してくださいと書かれてはあるんだけど、まずこの自主運営編の存在を知らない区が多いという。どの辺まで把握されているのかなと。こういうふうに書いておけば、今、声かけをしてください、各地域で考えてもらいたい、何かあったら危機管理課に相談してほしい、丁寧に対応しますということだけでも、そのこと自体をまず知らない行政区が多いということをまず承知してもらいたいと思います。

結局のところ、これだけのマニュアルがある、これを基に自分のところの地域にふさわしいマニュアルをつくってくださいというふうな呼びかけをまずしない限りは、それぞれの行政区は動き出せない、動き出しようがないというか、動き出すことも分からないという状況にあるということなんですね。

今日、過去3年の出前講座の実施状況で、自治公民館での実施回数の数字の二桁のほうは、恐らく全体的なハザードマップを使った防災講座で、うち避難所運営に関するものは2回、3回、3回ということで、非常にここは意識の高いところがされたのかなと、危機感を感じているところがされたのかなと思うんですね。

要するに、言いたいのは、せっかく避難所運営マニュアルがある中で、このことを知らない自治会が多いということに対して、危機管理課はまずはここに書いてあるこのマニュアルを皆さんにお届けして、このマニュアルを参考に地域に合った運営方法を検討してくださいと呼びかけることが必要なのではないかな。その中から、各地域で、ああ、これを

基に考えないといけないんやね、ここが分からないから危機管理課に相談をしないといけないね、じゃあ来てもらって教えてもらおうかなという話に進んでいくのかなと思うんですね。

そういうことを今までにどんなふうに、このマニュアルの周知と、これを基にした各公民館、自治会での取組を進めてこられたのかがあまり分からない。そのところが。今、一番身近なところで避難所開設を望んでいる高齢者が増えてきているということが現状なんです。そのことに対して危機管理課はどのようにこれから。台風シーズンはもう始まってますけれども、ぜひ考えていただきたいと思うんですが、どんなふうに考えますか。このマニュアルからスタートする事業として、何が考えられますか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） マニュアルの周知というところが足りていないのではないかと御意見については、率直に私どもも反省すべき点があるかというふうに考えます。

防災に関する啓発を、様々な機会を捉えながら、広報紙であったり、こういう講座であったり、行っております。自主防災組織等へのアンケート調査なども毎年行っておりますので、そういったいろんな機会を捉えて、まず防災意識、その中でも避難所等についても周知、啓発に努めてまいりたいと思います。そして、出前講座についても積極的にお声がけができるよう、私どもも体制整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今、辻本委員から知らない行政区がかなりあるというような話も出たんだけど、筑紫南コミュニティの各行政区は全部知っていると思うんよね。防災講座も何回か繰り返し、いろんな形でやってるんだけど。今、課長の答弁を聞くと、やっぱり知らない行政区もまだたくさんあるという認識ですか。それをどういう形で行政区の調査をしているのか、各コミュニティあたりで把握できると思うのだけれど。そういうことは知らない行政区はまだあるのか。それだけお願いします。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 御意見として、知らないところがあるという声を辻本委員から言われましたので、その点は私どもの努力が不足しているんだろうという意味で先ほどの答弁をさせていただきました。

このマニュアルの周知がどれだけあるのかというような調査自体は私どもも行ったことがございませんので、どこまで、地域であったり市民の皆様の目に触れているのかというところは私どもでは十分把握できておりませんので、横尾委員からも言っていただきましたけれど、様々なコミュニティとかそういったところへ機会を捉えて、周知であったり習熟を図っていききたいというふうに考えます。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 知らないのは中村課長だけであって、担当者はみんな知ってるのではないのか。担当者はみんな危機管理課から来て、ずっと講習して、我々は2時間講習とか受けたりいろいろしているわけだから。だから、そのときに来た行政区の誰々さんとか名簿まで分かっているはずだけど、誰が参加したって。

私は南コミュニティの安全安心部会に入って、ずっとそういう会合にも出て行って、そしてその中から防災士に誰と誰を選んで防災士試験を受けていくとかいう形で、既に防災士の講習会も受けていっていることだし。

それを、行政区というかコミュニティの中でどういう捉え方をしているのかというのは、過去の事例を見ればすぐ出てくるのではないかと私は思うんだけど。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 御意見は厳しく受け止めさせていただきながらですね。確かに様々な団体で今、様々な講座をさせていただいて、全般的な中でも避難所のことであったり様々なお話を職員がさせていただいております。そして、参加していただいている皆様方には一定そういうふうな啓発、周知が図られているものというふうに考えますので、それをさらに深掘りできるように努めてまいりたいというふうに考えます。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） なければ、次に行きたいのですが、現状を把握されてからの取組とか施策としますので、ぜひぜひ把握に努めていただいてから周知とか、さらなる安全安心に努めていただきたいと思いますと思っております。

次に、所管事務調査、防犯灯LED化推進状況について説明をお願いいたします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 防犯灯のLED化推進状況について説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

防犯灯につきましては、それぞれの自治会等で設置、管理をしていただいております。防犯灯の新設、取替えを行う際に、その費用の3分の2を補助することにより、LED化の取組を進めているところでございます。

平成29年度から令和3年度までの5年間の実績を1ページに記載させていただいております。例えば29年度であれば352件、30年度358件、元年度413件、2年度453件、3年度423件と、近年は400件を超えるような補助の件数があります。金額については記載しているとおりです。

2ページ、3ページに、毎年地域に御説明させていただいております設置補助制度の説明をつけさせていただいておりますので、御確認をお願いします。

説明については以上です。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方は挙手をお願いいたします。

八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） あまり言いたくなかったけど、あまりにも僕の質問と乖離があるからあえて言いますけど、一般質問に対して、私はどのような進捗状況かということを探ねてるんであって、今現在の補助金制度とか、こういうのはもうみんな分かっていることですよ。一言で言ってください。一般質問に対して、検討しているのか、していないのか、それだけで結構です。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 防犯灯LED化推進に係る検討については、現在、私どものほうで行っているところでございます。

以上です。

○副委員長（八尋一男君） はい、分かりました。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） 質疑を打ち切ります。

続きまして、所管事務調査、防犯カメラ設置推進について説明をお願いいたします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 防犯カメラ設置推進について説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

市が管理している防犯カメラについては、表に記載しておりますとおり、平成25年度に設置したものが9か所、令和元年度に設置したものが9か所ございます。

これはそれぞれ5か年間のリース事業で実施したもので、平成25年度分は既にリースが完了し、市に無償譲渡されたものでございます。令和元年度につきましては、令和6年度の終了予定となっております。令和3年度に県の補助要件が緩和されたことに伴い、当該補助事業を活用し、市が施工したものとして1か所設置をしているところです。

また、参考として、協定を事業者と結んで、自販機併用型を30年度に4か所設置しております。

それぞれの設置箇所につきましては、2ページに図をつけておりますので、御確認をお願いいたします。

今年度につきましては、現在、県の補助の申請手続を進めております。採択された場合には1か所設定をする予定としております。引き続き、防犯カメラ設置推進について様々な検討を行っているところでございます。

説明については以上です。

○委員長（波多江祐介君） 御質問のある方は挙手をお願いいたします。

鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） この1ページの令和元年度設置と書いてあるところの6番、旧山口分団8号車庫、今これ、そこの市役所の裏に移っていますが、ここはまだ防犯カメラって設置してあるんですか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） はい、現在も稼働中でございます。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 今後、地域から防犯カメラ設置の要望が増えてくることも考えられると思うんですけども、そういう要望って自治会を通してもう結構来ているというのが現状なんですか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 市が設置する部分については地域からの要請に基づいて設置しているわけではなく、様々な観点で検討しながら設置場所を設定しております。地域独自で防犯カメラの設置の要望があった場合は、今、市の補助制度というのはございませんので、防犯協会が行っております補助事業を紹介しながら対応していただくようにし

ております。

繰り返しになりますが、様々な設置に向けた取組を今、私どものほうでも検討を進めているようなところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） ほかに。

八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） この防犯カメラは、以前も言いましたように、認知症の方が徘徊したときに早期発見ができるようにとか、それから、子どもたちが通学、道路に行くときに危ない箇所が何か所もある、信号を渡るときにこの場所は非常に悪いというようなところとか、1週間に1回ぐらいは出てますけど、例えば筑紫野市二日市中央3丁目9番付近の路上において、徒歩通行中の女性が自転車に乗った男から体を触られる事件が発生しました。こういうのは頻繁に起きますけど、最近心配しないといけないのは、誘拐の事件が起きているというような形からいくと、今のような防犯カメラの設置状況で、地域からの要請にも応じていないような状況というのは、非常に私はいかがかと思うんです。地域からの要請というのは、危ない箇所があるんだったら、やっぱりそれはしっかりと受け止めて、そして予算をつけようというような前向きな姿勢が必要ではないかと思えますけど、いかがですかね。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 繰り返しになりますが、様々な検討を私どものほうで行っているところです。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） ちなみに、1台当たりの設置のコストというのは、リースってさっき言われてたんですけど、どのぐらいかかるのでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 令和元年度に設置したものにつきましては、リースが月額10万7,030円でございますので、130万ほどのリース代がかかっているような状況でございます。

○委員長（波多江祐介君） 八尋副委員長。

○副委員長（八尋一男君） 今、非常に技術が進歩しているから、防犯カメラもモニター

で見るまでというようなことではなくて、もう機器自体にSDカードが備え付けられて、安いのはもう1万円からでもあります。だから、そういう大掛かりな防犯カメラではなくて、何か事故があったときはそのSDカードを取り出せば、その事件が起きたんだなというような形の簡易的な防犯カメラもできておりますから、ぜひともそのような形で機器を検討してほしいなと思います。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 御意見として承らせていただきます。何度もお話しして申し訳ございませんけど、様々な検討を今行っているところでございます。

以上です。

○委員長（波多江祐介君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 防犯カメラのテープというのは誰でもが見られるんですか。例えば危機管理課の職員しか見られないとか、警察署しか見られないとか、設置したらすぐ誰でも行政区で見られるとか、そういったところはどうなってるんですか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 市が今設置しております表に記載しているものにつきましては、私どもでも見ることはございません。原則といたしまして、警察が捜査に必要なものとして令状をもって提出依頼があったものについては、その時間帯に限って、記録媒体からの記録を提出するというようなところになっておりますので、私自身も一回も見たことがございません。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質疑のある方。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そうすると、今、八尋副委員長が言ったように、どんどんつけろと言われても、見ることもできない。ということは、警察署とタイアップして、それをつけなければいけないという形になるんですかね。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 目的があくまでも防犯の抑止力、犯罪の抑止のためのものというふうなところで当初から設置をしておりますので、私どもがむやみに内容を確認したりすることは現時点では行っていないというところです。八尋副委員長からいろんな御提案を今いただいておりますので、そういったところ、様々な点を私どものほうで検討

を進めているというようなところでございます。

○委員長（波多江祐介君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） この防犯カメラ、今言われたように、裁判所の令状がある場合と、あとは警察の捜査関係事項照会書という任意捜査の場合で、2種類あると思うんですけど、どちらの場合もそういうのがあった場合は提供しているということでしょうか。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） そうです。警察からの捜査関係をもって私どもは警察のほうに提供させていただいております。警察は私どものカメラだけに限らず、市内いろんな御自宅とか商店とか様々なところにつけてあるものについては、必要なものについては収集されてあるような状況であるとは聞いております。

○委員長（波多江祐介君） まだ1時間ぐらい続きそうなので、最後に1件だけです。

カメラについては私も一般質問をさせてもらったりするんですけども、やっぱり広域的に民間も含めて考えていただきたいなど。例えば、残念なことに、こないだ高岡市でお子さんがあれだけ捜索して見つかりませんでした。なぜかカメラはなかったんですね。田んぼ、農道で。うちの市においたときに、各行政区から要望があって、いろんなことを勘案して設置を。警察と協議されると思うんですけど。例えば市役所から旧3号線を二日市のほうに行っても数十か所ついているんですよ。

何が言いたいかといったら、銀行には必ずついているし、駅にもあるし、交番も近くにありますが、いろんな施設のところにもついています。多分動物病院にもついています。そういうことを考えたときに、行政がつけている場所だけにとどまらず、民間、半公的な施設もあると考えたときに、結局、要望があってつけばつけるほどコストは、1回つけたら外すことはできないし、副委員長が言われたようにコストもかかってくるし。交通空白地の穴埋めではないですけど、このメインとして守るときに、この数字だけではなくて、既存のまちなみの中でカメラがついているところも勘案していくと、以前ちょっと言っていましたけど、自動販売機につけるとか、電気の費用もかからないとか、そういうふうな永久的に継続的に置けるようなものを考えていく必要があるのではないかなど。

さっき言われたように、例えばうちの事務所一つでも置いておけば、何千円かで買ってずっと携帯で見れるんですよ。携帯で動かしても見れるんですよ。これほんの三、四年前はこんなものはなかったんですよ。というふうに、防犯カメラのシステムもどんどんどんどん変わってきているので、そういったものを広く、公的に限らず、広い視野を持つ

て、いろんな検討をしていただきたいと思うところであります。

何よりも、何台ついてるかというよりも、役に立つような情報を持っておかないといけないのではないかなというふうに思いました。よろしくをお願いします。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 一ついいかな。あんまりカメラがつくと、中国みたいに全て国民がカメラで監視されてるといふ形になってくると、人権問題とかいろいろ広がっていくのだけど、そういう面はどう考えているんですかね。

○委員長（波多江祐介君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 先ほども御答弁いたしましたが、私どもの目的はあくまでも犯罪を抑止するという抑止効果を狙ったものでございます。監視するためではないというところを十分御理解していただきたいと思います。御指摘のプライバシーの問題は、やっぱり私どもも重大なところというふうに捉えておりますので、そこは一定、慎重に対応していくことが肝要であろうと考えております。

○委員長（波多江祐介君） それでは質疑を打ち切ります。

所管課入替えのため、一旦休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————  
休憩 午後 4 時17分

再開 午後 4 時30分  
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（波多江祐介君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、所管事務調査に入る前に、認定第9号、二日市財産区について、執行部のほうから一部訂正の申出がっておりますので、お名前を言われて、御説明をお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 本日2回目の正確な答弁ができてなかった部分がございます。訂正させていただきたいと思います。また、2回目ということで、総務部におきましても再度、的確な正確な答弁ができるように周知してまいりたいと思います。どうも御迷惑をおかけします。

出席職員でございますが、管財課課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 管財課、永利です。よろしくをお願いします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 管財課担当係長の永田でございます。よろしくお願いします。

○管財担当係長（永田裕二君） よろしくお願いします。

○委員長（波多江祐介君） それでは説明をお願いいたします。

○管財課長（永利俊美君） 先ほど、二日市財産区の湯町駐車場の節電効果の取組について、私のほうでLEDについては設置をしておりませんと回答をしていたんですけども、その後、図面等を確認したところ、LEDを設置しておりましたので訂正するものでございます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（波多江祐介君） 何か御質問があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） では、以上で閉じさせていただきます。しばらく休憩します。

---

休憩 午後4時31分

再開 午後4時32分

---

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

職員の方が入れ替っておりますので、御紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 総務部最後の所管事務調査でございます。財政課のほうから、物価高騰による予算及び財政面の影響と対策について説明申し上げたいと思います。

出席職員でございますが、財政課長の鶴川でございます。

○財政課長（鶴川和宜君） 鶴川と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政担当係長の尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 財政課契約担当係長の権丈でございます。

○契約担当係長（権丈 哲君） 権丈と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） よろしくお願いします。

○委員長（波多江祐介君） それでは、所管事務調査、物価高騰による予算及び財政面の影響と対策について御説明をお願いいたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） それでは、物価高騰による予算及び財政面の影響と対策につ

いて御説明をさせていただきます。

配付資料はございませんけれども、3点御質問をいただいているところでございます。

まず1点目、物価高騰による影響や対応についてでございます。現時点では大きな影響というのは出ておりませんが、国際情勢や為替の相場の影響で、徐々に身の回りの商品やエネルギーの価格に影響が出てきているというふうに認識をしております。物価高騰による今後の影響につきましては、正直未知数ではございますが、これから企業による販売価格への転換などが進めば、さらに様々な分野に影響を及ぼすものと考えております。

財政課としましては、不測の事態に備えるため、これまで財政調整基金などへ積立てを行ってまいりましたので、一定の対応はできるのではないかと考えておりますが、その動向を注視していきたいと考えております。

次に2点目、入札や契約等での現時点での対応についてでございます。基本的に入札前には積算を行いますけれども、最新の単価を用いて積算することとしているところでございます。また、市が使用いたします工事などの契約書には、物価スライド条項というものを設けておりますので、契約後の物価高騰にも対応ができるよう、対応しているというところでございます。あわせて、できる限り早期の発注と、できる限りの長期の納期の設定に努めているところでございます。

最後に3点目でございますが、今後の予算措置についての考えについてでございます。物価高騰の長期化というのも懸念されますけれども、市民サービスを落とすことなく、まずは創意工夫して、現行予算の中で努力することが肝要であると考えております。その上で、どうしても対応が困難である場合には、今後必要に応じて予算措置も含めて検討していくことになるのではないかと考えているところでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（波多江祐介君） ありがとうございます。何か皆様から御質問があればお願いいたします。

これについては、私のほうから項目を挙げさせていただきました。物価高騰によって、市民に対しての支援策は市のほうでも様々な取り組んであるんですけれども、公費を使っての事業、物品購入というのは遅らせるわけにもいかない。また物価高騰に加えて、半導体等の影響もあって、いろんな様々な物品が入らないというのもあるんですけれども、市民サービスが必要なわけで購入されたり事業が行われているので、影響がないように今後も対応をお願いしたいと思っております。

では以上で終わらせていただきます。

それでは、所管課入替えのため、一旦休憩させていただきます。

○委員長（波多江祐介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

選挙管理委員会事務局にお越しいただいております。説明をされる職員の御紹介を含めてお願いいたします。

平嶋選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（平嶋顕治君） 皆さん、お疲れさまでございます。選挙管理委員会事務局長の平嶋でございます。担当職員を紹介させていただきます。

担当係長の市川でございます。

○選挙管理委員会事務局選挙担当係長（市川勝也君） 市川です。よろしく申し上げます。

○選挙管理委員会事務局長（平嶋顕治君） 主任の木村でございます。

○選挙管理委員会事務局総務担当主任（木村 翔君） 木村です。よろしく申し上げます。

○選挙管理委員会事務局長（平嶋顕治君） では、よろしく申し上げます。

○委員長（波多江祐介君） それでは、所管事務調査、選挙掲示板設置箇所選定及び変更状況について説明をお願いいたします。

事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（平嶋顕治君） 選挙掲示板設置箇所選定及び変更状況についてです。所管事務調査の依頼が来ておりますので、説明したいと思います。

まず、要求書の目的として、2019年統一地方選挙より箇所数の変更が行われているが、どのような基準で変更がなっているか。また、候補者や通りが少ない等、以前と状況が変わっている箇所もある、さらには足場がないと掲示が困難で危険を伴う箇所がある等々書いてありまして、検討が必要な箇所があれば御提示ください、また、設置基準や規定などがあればということで、所管事務調査のほうをいただいております。

説明資料を開いてもらえばと思います。

ポスター掲示場、選挙掲示板についてということで、公職選挙法第144条の2により、ポスター掲示場を設けなければならないとされておりまして、公職選挙法施行令第111条により、それぞれの投票区の面積と有権者数に応じてポスター掲示場の数を算出し、市内のポスター掲示場の総数が決まりますので、基準に合わせてポスター掲示場の数を決めているということです。

それで、ポスター掲示場の総数でございますが、平成31年4月の市議会議員選挙時には

131か所であったものが、令和3年4月福岡県知事選挙時から130か所ということで、投票区の有権者数が減少したことによって、1か所の減となっております。

また、ポスター掲示場の設置場所に関しては、多くの選挙人が容易に見ることができる場所を考慮し、市選挙管理委員会で決定しております。選挙の際には、事前に現地確認をして、毎回状況に応じた設置場所の変更、改善を検討、実施しているところでございます。

そういうことで、現在、足場がないと掲示が困難な場所や危険な箇所等がございましたら、選挙管理委員会まで御一報くだされば、選挙管理委員会において検討し、改善していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

説明は以上となります。以上です。

○委員長（波多江祐介君） 説明が終わりましたが、皆様、御質問がある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

これも私から出させてもらいました。最後の2行なんですけれども、最近、衆議院選挙、参議院選挙の掲示をするときに、高齢の方がちょっと貼りにくいとか、以前は全然問題がなかったんですけど、そういった声を聞いたりして、その場所を見てきたんですけど。あと、例えばまち並みが変わった。例えば西鉄西口の区画整理事業でも、もともと住居がないところに住居が建って、見る方、通る方が増えた場合の変更とか、そういったのを打合せの時点でもいろいろ確認させてもらって。これも131か所が多分1か所減らしたわけではなくて、その中でも場所の変更とか選定とかをされているということで、たまたま私の家の近くがとても貼りにくいということもまた伝えながら、目的に沿った、役割を果たせる掲示板であるようお願いしたいと思います。

では、よろしいですか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） ちなみに、どこを減らしたの。答えることはできんのかな。

○委員長（波多江祐介君） 事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（平嶋顕治君） 131か所から1か所減ったところにつきましては、投票所の数等を考慮しながらということになるんですけど、御笠地区のほうです。御笠の吉木小学校の東側のポスター掲示場が、小学校の前に1か所、それから通り沿いに1か所あったところを、御笠のほうで1減となりましたので、そこの分を減らさせていただきました。

○委員長（波多江祐介君） ほかに質問のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（波多江祐介君） では終わらせていただきます。ありがとうございました。  
これで総務市民常任委員会を散会します。

---

散会 午後 4 時42分